

平成 17 年度
短期大学機関別認証評価
実施結果報告

平成 18 年 5 月
独立行政法人大学評価・学位授与機構

はじめに

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、平成 10 年の大学審議会答申を受けた大学評価関係法令の改正に伴い、平成 12 年 4 月の大学評価・学位授与機構への改組、平成 16 年 4 月の独立行政法人化を経て現在に至っております。

機構では、大学評価の試行的実施期間として、主に国立大学を対象（平成 14 年度着手分の大学評価において一部の公立大学が対象）に、「全学テーマ別評価」、「分野別教育評価」及び「分野別研究評価」を平成 12 年度から平成 15 年度にわたって実施してきました。平成 16 年度には、試行的評価に関する結果の検証を行い、それによって得られた結果は、機構の認証評価システムの構築に役立つことができました。

この間、平成 14 年 11 月の学校教育法等の改正により、平成 16 年度から、全ての大学・短期大学・高等専門学校が 7 年以内ごとに機関別の認証評価（文部科学大臣により認証評価機関として認証を受けた機関が実施する評価）を受けることが義務付けられました。

機構は、平成 17 年 1 月に大学及び短期大学、同年 7 月に高等専門学校の評価を行う認証評価機関として、文部科学大臣から認証を受け、平成 17 年度から認証評価を開始しました。

認証評価の実施に当たっては、短期大学機関別認証評価委員会の下に、具体的な評価を実施するための評価部会を編制し、対象短期大学から提出された自己評価書に基づく書面調査、及び訪問調査（対象短期大学の関係者との面談や資料・データ等の収集を行うとともに、学生、卒業（修了）生等との面談や、教育現場の視察等を行うもの。）の結果をもとに、評価結果（案）を取りまとめました。その後、対象短期大学に対して評価結果（案）を通知し、意見の申立ての手続きを経て、このたび、機構の認証評価として、初めての評価結果を取りまとめました。

本実施結果報告が、各短期大学の教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、各短期大学が取り組んでいる教育研究活動等について、広く国民のみなさまの理解と支持を得るための一助となることを期待します。

目 次

はじめに	i
平成 17 年度に機関が実施した短期大学機関別認証評価について	1
対象短期大学ごとの評価結果	7
(1) 新見公立短期大学	9
(2) 長野県短期大学	61
用語解説	111
おわりに	113
<付 錄>	115
・ 短期大学機関別認証評価実施大綱	
・ 短期大学評価基準（機関別認証評価）	
・ 自己評価実施要項 短期大学機関別認証評価（平成 17 年度実施分）	
・ 評価実施手引書 短期大学機関別認証評価（平成 17 年度実施分）	
・ 訪問調査実施要項 短期大学機関別認証評価（平成 17 年度実施分）	
・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構短期大学機関別認証評価委員会規則	
・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構短期大学機関別認証評価委員会細則	

平成 17 年度に機構が実施した短期大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立短期大学からの求めに応じて、短期大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「短期大学機関別認証評価」という。）を、平成 17 年度から実施しました。この認証評価は、我が国の短期大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 短期大学機関別認証評価に関して、機構が定める短期大学評価基準（以下「短期大学評価基準」という。）に基づいて、短期大学を定期的に評価することにより、短期大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各短期大学にフィードバックすることにより、各短期大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 短期大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として短期大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、国・公・私立短期大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる短期大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、対象短期大学の状況に応じた評価部会を編成し、評価を実施しました。

評価部会には、短期大学の教育分野やその状況が多様であることなどを勘案し、対象短期大学の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、概ね以下のようないくつかのプロセスにより実施しました。

(1) 短期大学における自己評価

各短期大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

(2) 機構における評価

- ① 基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、短期大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにしました。

なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえ基本的な観点が設定されていますが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく「基本的な観点」及び短期大学が独自に設定した観点の分析の状況を含めて総合した上で、基準ごとに行いました。

- ② 基準を満たしているが、改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨の指摘も行いました。

- ③ 短期大学全体として、全ての基準（選択的評価基準を除く。）を満たしている場合に、機関としての短期大学が当機構の短期大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表しました。

（一つでも満たしていない基準があれば、短期大学全体として短期大学評価基準を満たしてい

ないものとして、その旨を公表することとしています。)

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、自己評価実施要項に基づき、短期大学が作成する自己評価書（短期大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施します。訪問調査は、訪問調査実施要項に基づき、書面調査では確認できない事項等を中心に調査を実施します。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、平成 16 年 12 月に国・公・私立短期大学の関係者に対し、機関別認証評価の仕組み、方法などについて説明会を実施しました。
- (2) 機構は、平成 17 年 2 月に国・公・私立短期大学の自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載などについて説明を行うなどの研修を実施しました。
- (3) 機構は、平成 17 年 2 月から 3 月にかけて、以下の 2 短期大学の申請手続を行い、評価を実施することとなりました。
 - 公立短期大学（2 短期大学）
新見公立短期大学
長野県短期大学
- (4) 機構は、平成 17 年 7 月末に、対象短期大学から自己評価書の提出を受けました。
- (5) 機構は、平成 17 年 8 月に評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、短期大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。
※ 自己評価書提出後の対象短期大学の評価は次のとおり実施しました。

17 年 8 月	書面調査の実施 評価部会、財務専門部会の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
9 月	評価部会の開催（基準ごとの判断の検討及び優れた点及び改善を要する点等の検討）
9～10 月	評価部会、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定）
10 月	評価委員会の開催（書面調査による分析結果の審議・決定〔書面調査による分析状況として短期大学に通知〕）
12 月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象短期大学の状況を調査）
12 月～18 年 1 月	評価部会、財務専門部会の開催（評価報告書原案の作成）

(6) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、平成18年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(7) 機構は、評価結果に対する意見の申立ての機会を設け、新見公立短期大学については、平成18年2月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。なお、長野県短期大学については、平成18年4月に評価結果を確定しました。

6 評価結果

平成17年度に認証評価を実施した2短期大学のすべてが、機構の定める短期大学評価基準を満たしているとの評価結果となりました。

7 短期大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成18年3月現在）

（1）短期大学機関別認証評価委員会

委 員	大 塚 雄 作	京都大学教授
	大 野 博 之	国際学院埼玉短期大学副学長
	荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授 (平成17年7月1日から)
	上 條 宏 之	長野県短期大学長
	佐 藤 弘 豊	目白大学長・短期大学部学長
	澤 井 昭 男	山形県立米沢女子短期大学長
	清 水 一 彦	筑波大学教授
	関 根 秀 和	大阪女学院大学長・短期大学長
	館 昭	桜美林大学教授
◎鶴 見 尚 弘	山梨県立大学長・山梨県立女子短期大学長	
野 口 照 義	千葉県参与	
丸 山 利 輔	石川県立大学長・石川県農業短期大学長	
○森 脇 道 子	産能短期大学長	
山 内 昭 人	学校法人山内学園理事長	
吉 田 文	メディア教育開発センター教授	

※ ◎は委員長、○は副委員長

※ 役職の後の〔 〕は、年度途中で委員の異動があったための付記

(2) 短期大学機関別認証評価委員会評価部会

委 員	荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
○	○関 根 秀 和	大阪女学院大学長・短期大学長
◎	野 口 照 義	千葉県参与
専門委員	安 部 恵美子	長崎短期大学副学長
	上野谷 加代子	同志社大学教授
	大 竹 美登利	東京学芸大学教授
	新 道 幸 惠	青森県立保健大学長
	杉 森 幹 彦	立命館大学特任教授
	武 田 俊 昭	聖和大学教授
	平 山 朝 子	岐阜県立看護大学長
	誉 田 慶 信	岩手県立大学盛岡短期大学部国際文化学科長
	三 浦 尚 之	ミュージック・フロム・ジャパン理事長、 福島学院大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(3) 短期大学機関別認証評価委員会財務専門部会

委 員	大 野 博 之	国際学院埼玉短期大学副学長
○	○丸 山 利 輔	石川県立大学長・石川県農業短期大学長
専門委員	○清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
	和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

対象短期大学ごとの評価結果

ここでは、評価を実施した対象短期大学ごとの評価結果を掲載しています。また、評価結果と併せて各対象短期大学に関する情報を参考資料として添付しています。

(1) 「I 認証評価結果」

「I 認証評価結果」では、「II 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該短期大学全体として当機構の定める短期大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、基準1から基準11の基準について、1つでも満たしていない基準があれば、当該短期大学全体として当機構の定める短期大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を記述するとともに、その理由を記述しています。

さらに、対象短期大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

なお、対象短期大学が評価を希望した場合に実施する選択的評価基準「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」においては、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、当該基準に関わる対象短期大学の有する目的の達成状況等について記述しています。

(2) 「II 基準ごとの評価」

「II 基準ごとの評価」では、基準1から基準11においては、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

また、選択的評価基準においては、当該基準に関わる対象短期大学の有する目的の達成状況等を以下の4段階で示す「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として記述しています。

＜選択的評価基準の評価結果を示す記述＞

- ・ 目的の達成状況が非常に優れている。
- ・ 目的の達成状況が良好である。
- ・ 目的の達成状況がおおむね良好である。
- ・ 目的の達成状況が不十分である。

(3) 「参考」

「参考」では、対象短期大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的、選択的評価基準に係る目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

新見公立短期大学

目 次

I 認証評価結果	11
II 基準ごとの評価	12
基準1 短期大学の目的	12
基準2 教育研究組織（実施体制）	14
基準3 教員及び教育支援者	16
基準4 学生の受入	19
基準5 教育内容及び方法	21
基準6 教育の成果	29
基準7 学生支援等	31
基準8 施設・設備	34
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	36
基準10 財務	39
基準11 管理運営	41
<参考>	45
i 現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	47
ii 目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	48
iii 自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	50
iv 自己評価書等リンク先	56
自己評価書に添付された資料一覧	57

I 認証評価結果

評価の結果、新見公立短期大学は、大学評価・学位授与機構が定める短期大学評価基準を満たしていると判断する。

当該短期大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教養教育を適切に行うために開学時から教養科を設置し、平成 15 年度には全学的な組織として教養教育委員会を設置して、教養教育の充実に取り組んでいる。
- 「学外実習指導講師」の称号を付与することなどにより、学外の実習指導者が指導者としての認識を高め、また実習の体制の担い手としての意識を高めることに貢献している。
- ボランティア活動や実習などは、地域との関わりが深く、また地域の文化、伝統を学ぶ科目を開講するなど、地域に根ざした教育が行われており、幼児教育学科の「地域と創るにいみこどもフェスタ」は、文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色G P）」に採択される評価を受けている。
- 電子メールや研究室における日常的な対応などによる教員と学生とのコミュニケーションが円滑であり、きめ細かい指導・助言が行われている。

当該短期大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 施設全体としてバリアフリー化が十分ではないので、早期に対応する必要がある。

II 基準ごとの評価

基準1 短期大学の目的

- 1-1 短期大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、短期大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、短期大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

当該短期大学の目的が学則に定められ、『学生便覧』、『大学案内』及びウェブサイトに掲載されている。また、学科、専攻科ごとの教育目的とそれに伴う教育目標として基本的な方針や、養成しようとする人材像をより具体的に定め、『学生便覧』に掲載することによって明示されている。

これらのことから、短期大学の目的が、明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第69条の2に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該短期大学の目的を「教育基本法及び学校教育法の趣旨にのっとり、広く教養を高め、看護、介護及び幼児教育に関し、専門の知識と技能を深く教授研究し、良き社会人として、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成することを目的とする」としており、学校教育法に規定された短期大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-2-① 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該短期大学の目的及び学科、専攻科ごとの教育目的、教育目標は、『学生便覧』を教職員及び学生に配布することにより周知されている。これらの目的等については、入学時のオリエンテーションにおいても説明がなされている。また、資格・免許の取得を目指して入学してくる学生が大部分であるため、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や達成しようとする基本的な成果を学生が明確に理解しており、卒業後の進路も教育目的を反映している。

これらのことから、目的が、短期大学の構成員に、周知されていると判断する。

- 1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

当該短期大学の目的及び活動方針は、ウェブサイト及び『大学案内』に掲載することによって、社会に対して広く公表されている。『大学案内』は、新潟・山梨・静岡県以西の全高等学校約2,400校を中心に配布され、オープンキャンパスでも参加者に配布されている。さらに、『大学案内』は近隣地域で開催される進路説明会や卒業生の就職先を開拓するための企業訪問時にも、教員等が持参して配布している。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 当該短期大学としての目的が学則に定められ、『学生要覧』、『大学案内』及びウェブサイトに掲載されている。また、教育研究活動を行うに当つての学科、専攻科ごとの基本的な方針や達成しようとする基本的な成果が、当該学科及び専攻科の学生に明確に理解されている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 短期大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織並びに教養教育の実施体制）が、短期大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学科として、看護学科、幼稚教育学科、地域福祉学科が設置されており、「地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成する」という目的と直接的に対応する学科構成となっている。看護学科は看護師国家試験受験資格、幼稚教育学科は保育士資格及び幼稚園教諭二種免許、地域福祉学科は介護福祉士登録資格及び社会福祉主事任用資格の取得を目的としている。

これらのことから、学科の構成が適切であると判断する。

- 2-1-② 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

教養教育を適切に行うために、開学時から教養科を設置し、平成15年度には全学的な組織として教養科長、教養科専任教員及び各学科から選出された教養教育科目を担当する教員各1人で構成する教養教育委員会を設置している。教養科には5人の教員が配置され、各学科の教養関連科目を担当しており、当該短期大学の特色となっている。また、教養教育委員会は、教育の目的を達成するために教養教育全般について検討することを目的として設置され、教養教育の充実に取り組んでいる。

これらのことから、教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能していると判断する。

- 2-1-③ 専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

専攻科として、地域看護学専攻科が平成16年度に設置されている。この専攻科の目的は「地域の人々が自らの健康を守り向上することができるよう支援する能力を養うため、専門的知識・技術を学ばせ、地域看護の役割を果たすことができる人材を育成する」であることから、当該短期大学の目的に整合している。修了要件として保健師国家試験受験資格に必要な単位修得を課している。

これらのことから、専攻科の構成が適切であると判断する。

- 2-1-④ 別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし。

- 2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教授会は、学則第38条に規定されているとおり、教育活動に関して、教員の人事及び予算に関する審議権、教育研究、学籍の異動、試験及び単位の認定、厚生補導並びに賞罰等に関する議決権を有しており、また、原則として月1回開催されていることなどから、教授会が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動が行われていると判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教務委員会の教務部会が、教育課程や教育方法等を検討する組織として設置されている。構成員は教養科を含む各学科より1人の委員及び学務課長からなっている。平成16年度は計10回の教務委員会を開き、その他必要に応じて臨時会議、持ち回り会議、電子メールによる会議等も開かれ、教育計画に関すること、学生の退学及び休学に関すること、人権教育に関すること、単位認定に関すること等の審議が行われている。

各学科ともそれぞれの分野における専門職業人養成を目的としているため、学科の独立性が強く、専門教育を展開する上で全学的な視点が希薄である点については改善を要するが、教務委員会が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教養教育を適切に行うために開学時から教養科を設置し、平成15年度には全学的な組織として教養教育委員会を設置して、教養教育の充実に取り組んでいる。
- 当該短期大学の目的に即して、3学科及び1専攻科を設置し、すべての学科、専攻科が公的な資格や免許を取得するための法令上の指定・認定を受けており、それぞれの分野における専門職業人養成を目的とした教育研究に係る組織構成が明確である。

【改善を要する点】

- 各学科ともそれぞれの分野における専門職業人養成を目的としているため、学科の独立性が強く、専門教育を展開する上で全学的な視点が希薄である。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 3-1-① 教員組織編成のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。
「新見公立短期大学教員の級別定数に関する規定」に基づき、教養科5人、看護学科18人（助手5人を含む）、幼児教育学科9人、地域福祉学科9人、地域看護学専攻科3人で教員組織が編成されていることから、教員組織編成のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされると判断する。
- 3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。
教育課程を遂行するための教員として、教授13人、助教授12人、講師12人、助手7人及び非常勤講師79人に加えて、実習・演習の指導を担当する非常勤助手15人を配置していることから、必要な教員が確保されていると判断する。
- 3-1-③ 各学科に必要な専任教員が確保されているか。
各学科には、短期大学設置基準に基づき必要数の専任教員を配置している。教養科では、専門教育を行うための教養科目の充実を図る目的で、教授3人、助教授2人の専任教員を配置している。また、各学科及び専攻科とも、専門職業人育成のため、課程修了時の取得が見込まれる資格及び免許に関する基準を満たすよう、教員を配置している。例えば、看護学科では、保健師助産師看護師学校養成所指定規則、看護師等養成所の運営に関する指導要領に基づき18人の専任教員が配置され、そのうち16人が看護師の資格を有している。
これらのことから、各学科に必要な専任教員が確保されていると判断する。
- 3-1-④ 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。
各学科及び専攻科の所属教員の年齢構成及び性別のバランスについては配慮されている。内訳として、学科及び専攻科とも女性教員が多いが、特に看護学科や地域看護学専攻科では規則等に基づいた資格を有する者を必要とするという分野の特殊性によるものである。また、教員補充の際には、学科全体及び領域別の年齢構成を考慮した公募による採用を行っている。
これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための措置が講じられていると判断する。

- 3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

「新見公立短期大学教員選考規程」において、選考基準、選考方針、提出書類、選考組織及び選考方法が定められている。さらにその細目である「新見公立短期大学教員選考に関する申し合わせ」においては、研究歴・研究業績、教育歴・教育業績等の基準が職位ごとに定められている。教育上の指導能力の評価については、「教育業績書」の提出を求め、その中で担当授業科目、教材の開発・作成、教育方法の開発・改善、ファカルティ・ディベロップメント（以下、FD）等への参加経験、その他の特記事項の記載を求めている。教員人事は、教授会において選考委員会が組織されて公募等の選考方法が決定され、書面審査が行われ、必要に応じて面接審査を実施し、選考結果が教授会に報告され、教授会での審議に基づいて候補者が決定される。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

- 3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

平成14年度から定期的に「学生による授業評価」を行っており、評価の結果を刊行・開示している。また、教員相互の授業評価については、学科の枠を越えて授業参観を行うなど、教員の教育活動に関する評価を実施するための努力が積み上げられている。平成16年度から新たに教務委員会に教育改善部会を設置して取組に当たっており、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能していると判断する。

- 3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。

各学科及び専攻科の教員の主な研究テーマは、担当科目の内容とおむね一致しており、教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われている。

看護学科では、授業や演習に対する教育方法や内容に関する研究、臨地実習での学習成果や教育的な対応に関する研究が多く、学生の教育に視点を置いた研究が多く見られる。

幼稚教育学科では、幼児教育の質を高めるための研究が行われており、教育計画にも反映されている。

地域福祉学科では、介護系で技術などの演習に関連した研究や実習における指導に直接的に関係する研究が行われており、介護福祉士養成に向けた実践的な教育に反映されている。

また、看護学科と幼稚教育学科の教員による『「回想を語ること・聞くこと」の高齢者ケアにおける意味』など、学科の枠を越えた共同研究も行われている。

これらのことから、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われていると判断する。

- 3-4-① 短期大学において編成された教育課程を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

いずれの学科においても、教育目標に照らし、より教育効果を高めるために実践教育が行われている。演習、実習においては教育課程を充実させるため、専任教員の補助として各学科とも非常勤助手を採用している。また、平成16年度から学外の実習指導者に対しては指導者としての認識を高めるため、「学外実習指導講師」の称号を付与している。看護学科では、非常勤助手を7人、学外実習指導講師を15施設52人、幼稚教育学科では、非常勤助手を5人、学外実習指導講師を1施設1人、地域福祉学科では、非常勤

助手を3人、学外実習指導講師を42施設48人採用している。

これらのことから、教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「学外実習指導講師」の称号を付与することなどにより、学外の実習指導者が指導者としての認識を高め、また実習の体制の担い手としての意識を高めることに貢献している。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

各学科及び専攻科とも、それぞれの教育目的に沿って望ましい学生像及び入学者選抜の基本方針等を定め、『学生募集要項』に掲載されている。『学生募集要項』は、毎年7月上旬に新潟・山梨・静岡県以西の全高等学校約2,400校に『大学案内』とともに配布するほか、請求があった場合の配布（約200部）、全国学校案内資料管理事務センターを介しての配布（約1,500部）、オープンキャンパス参加者への配布（約200部）、入試実施時期に岡山県内及び近隣の高等学校に再配布（約300部）することなどを通じて公表されている。さらに、教員が中国四国地域を中心に高等学校を訪問し、求める学生像について説明を行っている。また、平成17年度からウェブサイトにもアドミッション・ポリシーが掲載されている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

各学科及び専攻科とも、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者選抜方法が導入されている。推薦入試は、いずれの学科でも実施されており、また、特別選抜入試は看護学科、地域福祉学科及び地域看護学専攻科で取り入れている。さらに、看護学科では、大学入試センター利用入試も実施されている。

看護学科の帰国生特別選抜入試及び地域福祉学科の社会人特別選抜入試を除いて、毎年募集定員を上回る出願者がある。また、幼児教育学科の推薦入試（ピアノ実技）と看護学科及び地域福祉学科の特別選抜入試において、基準に達しない場合には合格者が募集定員を満たさない場合があり、入学者に対する質の確保が重視されている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿った適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

- 4-2-② アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、こ

れに応じた適切な対応が講じられているか。

社会人の受入に関する基本方針を看護学科及び地域福祉学科で示し、特別選抜入試を実施している。看護学科では22歳以上で4年以上の社会人経験を有する者又は4年制大学の卒業者、また、地域福祉学科では21歳以上で3年以上の社会人経験を有する者を出願資格としている。いずれも社会人経験を入学後の学習に活かすことができる人材を募集することを基本方針として、履歴書・志願理由書等の書面、面接、小論文による選考が実施されている。

これらのことから、社会人の受入に関して、適切な対応が講じられていると判断する。

・ 4－2－③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜は、教授会の下に設置された入試委員会及び学長の下に設置された入試問題作成委員会により実施されている。入試委員会は入学者選抜に関する企画、入学者選抜試験実施要項の作成、入学者の選考基準の作成等を行い、入試問題作成委員会は入試問題の作成、採点及び成績の管理等を行っている。

入学者選抜の実施は入学者選抜試験実施要項に従い、学長を実施委員長とし、その指揮監督下で全教職員が各業務に従事している。合格者は、各学科長及び専攻科長の提案に基づき、教授会で審議し決定している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

・ 4－2－④ アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入学者選抜実施後に、その年度の結果を各学科で検証し、入試委員会で全学的に検討し、次年度の入学者選抜の改善に役立てている。平成14年度と平成16年度に入学者に対する追跡調査を実施し、分析結果を募集定員の変更、選抜方法の改善、合格判定基準の検討等に役立てている。

これらのことから、学生の受入についての検証が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

・ 4－3－① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

各学科とも、平成12年度から平成17年度までの6年間、入学定員を若干上回る人数を受け入れており、入学者数が、入学定員を下回った年度はない。専攻科では平成16年度の設置後2年間、入学定員と同数の入学者数を確保している。

これらのことから、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- アドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者選抜方法を導入し、その結果を検証し、一部の学科で大学入試センター試験を利用するなど、学生受入方法の改善が行われている。

基準5 教育内容及び方法

(準学士課程)

5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専攻科課程)

5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-6 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。

5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<準学士課程>

5-1-① 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

各学科とも、専門職業人養成を目的とする教育課程であることから、関連法令等に基づく授業科目が適切に配置されている。

看護学科の教育課程は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき編成されている。カリキュラムは「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」から構成されて、「専門基礎分野」と「専門分野」は、すべて必修科目とし、基礎的知識や技術の習得を目指す科目は1・2年次に、領域実習を統合科目として3年次に配置し、段階的に学習できるよう考慮されている。このことは、科学的思考に基づいた看護専門職としての基礎的能力を習得させるという教育目的に合致しており、教育効果を考慮したカリキュラムといえる。

幼稚教育学科では、保育士登録資格科目をベースに、幼稚園教諭二種免許を同時に取得できるカリキュラムを編成しており、教育目標に照らして、特に表現する力と実習指導の充実を中心にカリキュラムの体系を整えている。

地域福祉学科では、介護福祉士養成施設等の指定基準に基づく科目及び地域福祉学科の教育目的・教育目標を達成するために必要な授業科目を「基礎科目」「専門教育科目」に配置し、体系的な編成となっている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

看護学科では、「基礎分野」に科学的思考の基盤、人間と人間生活の理解のための科目を配置し、「専門基礎分野」には人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、社会保障制度と生活者の健康に関する

科目を配置し、「専門分野」には看護学をライフサイクル別に7領域に分けて必要な科目が配置されている。

幼児教育学科では、保育士養成課程と幼稚園教員養成課程の整合性に配慮しながら、それぞれの分野に必要な科目が配置されている。また、教科専門科目の音楽関連科目では、保育の質的充実・地域貢献に寄与することができる人材養成という趣旨から、幼児の音楽的活動の理解、保育現場の音楽活動構成・音楽教材論まで踏み込んだ科目構成としている。

地域福祉学科では、介護福祉士及び社会福祉士の養成に求められる法規類に準拠した科目が配置されている。

これらのことから、授業の内容が、教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

各教員が、個別の研究上の关心だけでなく、教育の質を高めるための研究活動を積極的に展開し、研究活動の成果を担当する授業科目の内容に反映させるとともに、教材作成にも活かされている。

例えば、看護学科の「援助技術論」では、褥瘡発生のメカニズムについての研究に基づき、学生に演習前に仙骨部他の体圧を測定させるなど褥瘡予防に対する関心を高める工夫をしている。

幼児教育学科の「音楽I・基礎音楽」等では、パソコンを用いた作曲に関する研究の成果を作曲スキルの教授に活かしているほか、教材やプリント等として活用しており、保育者としての実践的力量の育成に努めている。

地域福祉学科では、介護過程に関する研究を基に『介護過程ガイドブック』を作成し、「介護技術」、「実習指導」、「介護実習」で活用することにより、2年間という短い期間に効果的に介護過程を教え、学生の実習や演習での自己学習を促進することに効果を上げている。

これらのことから、授業の内容が研究活動の成果を反映したものになっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他短期大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

看護学科及び幼児教育学科では、4年制大学や他の短期大学で修得した単位を卒業要件として認定することが学則に定められている。

看護学科では、4年制大学を卒業した社会人入学生が約1割おり、他大学で修得した単位の認定は、審査の上で23単位を超えない範囲で卒業要件として認定している。

幼児教育学科では、学生のニーズと社会からの要請に応じて、学生ボランティア活動支援を開始し、あわせて教育課程の見直しを開始している。

地域福祉学科では、介護福祉士としての必要な知識と技術を習得するだけではなく、学生の多様な学習ニーズに対応した科目群（木工芸、備中神楽、草木染、陶芸、紙漉などの地域の文化、伝統を学ぶ科目として地域文化演習など）を開講している。また、少人数授業・フィールド型授業を重視し、学生に多様な実践的学習の機会を提供している。

各学科とも学外における実習を重視しており、それがインターンシップに代わる体験学習として、現場での学習の機会となっている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の実質化を目指し、平成14年度入学生からGPA(Grade Point Average)評価を導入し、平成17年度から制度化している。通年のGPA評価がおおむね2.5以下の学生に対しては、担任教員が個別の履修指導を行うこととしている。また、優秀な成績を修めた学生に対しては、表彰を行い、学生の学習意欲を高める努力もなされている。資格取得を主とした教育課程のため履修単位数が多く、全体的に自由度の低いカリキュラムとなっているが、指導・助言がきめ細かく、かつ、日常的に行われていることにより、ほとんどの学生が修業年限内に必要な単位を修得し、資格及び免許も取得している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）

学科の教育目的及び専門職業人養成課程の編成に関連する法規に沿った授業形態の組合せになっている。また、全体として、実践の場で求められる自ら考える力を養成するために、日常的に学生自らが答えを導き出すことを意識させる教育が実施されている。

看護学科では、科学的思考に基づいた看護専門職としての基礎能力を習得させるために講義、演習、実験、実習が段階的に編成されている。実習では、少人数グループ編成、病院実習では領域別など、主に看護過程を中心とした実習を展開している。

幼児教育学科では、児童福祉法及び教育職員免許法に照らして教育課程を編成し、講義、演習、実習等のバランスは、それらに準拠している。多くの科目において、グループワークや調査、プレゼンテーション、作品制作を取り入れるなどの工夫がなされている。実習指導においては、現場経験がある複数の非常勤助手が授業に加わることで、少人数指導を実現している。

地域福祉学科における開講科目は、介護福祉士養成校としての基準を満たし、バランスの取れた構成になっている。学習指導法の工夫として、フィールド型授業を多く取り入れている。また、実技系の演習では、実技担当の教員を9人（専任4人、非常勤5人）配置して、少人数授業を実現している。指導に当たっては、実習施設ごとにグループを編成し、教員は施設の実習指導者とともに指導・助言や利用者のカンファレンスを実施している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスについては、すべての開設科目に、各科目1ページを充て、授業科目名、担当教員名、メールアドレス、授業の目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されている。学生に対しては、入学時のガイダンスにおいて、科目選択の際に活用すること、授業を進めていく上で活用することを説明している。また、『学生による授業評

価』ではシラバスの記載内容と講義内容の合致を問う項目もある。学生の5割は授業の前にシラバスを読んでおり、5割近くが受けた授業はシラバスに沿って授業が行われたと回答している。

シラバスに記載されている内容を変更する場合には、授業の前に修正されたシラバスを配布するなどの事前準備が工夫されており、学生にとって不利にならないよう方策が講じられている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、活用されていると判断する。

・ 5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

学生の自主学習を促すために、電子メールの活用やオフィスアワーに限らない日常の密接なコミュニケーションによるきめ細かい教育指導により、資格取得で過密になっている教育課程の制約の中で自主学習への配慮がなされている。

基礎学力不足の学生に対しては、基本的に学生が少人数のため、教員の個別対応が可能な状況にあり、問題が発見された場合には、各学科会議において確認し、担任教員を中心として対応している。看護学科の学生の大部分は高等学校で生物及び化学を履修しているが、全範囲にわたって履修している学生は少数に留まっているため、平成17年度から「自然科学Ⅰ」を必修科目としている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が必要に応じて組織的に行われていると判断する。

・ 5-2-④ 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし。

・ 5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準、卒業認定基準とも学則、「新見公立短期大学履修規程」に定められている。成績評価は、試験、論文、レポート、平常学習状況、出席状況などから、優（80～100点）、良（70～79点）、可（60～69点）及び不可（60点未満）の4段階で行われている。科目別の具体的な成績評価基準は、シラバスに「成績評価の基準・方法・期日」の項目を設け、各授業科目の内容に応じた評価基準を記載している。また、平成17年度に「成績評価にGPA制度を併用するための暫定規程」を制定し、『学修ハンドブック』に掲載して学生に配布するとともに、入学時のガイダンスでも説明している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が策定され、学生に周知されていると判断する。

・ 5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価は、基準に基づいて、筆記・実技試験、レポート、実習内容、到達度試験（看護学科のみ）及び授業への出席状況（2/3以上の出席が原則）等を総合して4段階で行われているが、成績評価基準の明確化、厳格な成績評価の実施などのため、平成14年度入学生よりGPA評価を実施している。また、複数教員が担当する科目については、教員間の協議によって成績評価が行われている。卒業認定は、各学科の判定に基づき、教授会で決定している。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

- 5-3-③ 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

学生本人が自分の成績を指定のパソコンで確認できるシステムを取り入れている。成績評価に対する疑問などがある場合には、成績開示後10日以内に成績評価を行った担当教員に対して成績評価の方法や内容などについて問い合わせができる。担当教員から十分な回答が得られない場合には、学務課に申し出ることとし、成績の閲覧及び成績評価に対する問い合わせについては学修の手引に明記し、周知している。申立てに対する対応は教務委員会に報告され、また、改善を図る目的で、教授会等で教員全員に報告されている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<専攻科課程>

- 5-4-① 学科の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。

看護学科においては、看護専門職として幅広い教養と豊かな人間性を養うことを目的に「基礎分野」の充実が図られ、「専門基礎分野」及び「専門分野」はすべて必修科目として看護専門職としての基礎的能力の習得が図られている。それを基礎として地域看護学専攻科では、統計学的視点で地域を捉え、そこで生活している対象者への保健指導の在り方を習得できるよう配慮されている。

これらのことから、学科の教育との連携を考慮した教育課程となっていると判断する。

- 5-4-② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

教育課程は、「教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」で構成され、修了要件は、「教養科目」は必修2単位、「専門基礎科目」は必修8単位、「専門科目」は必修22単位及び選択1単位、合計33単位以上である。保健師活動は、法律に基づいた活動を主としていることから「教養科目」に「日本国憲法」を開講している。また、「専門基礎科目」では地域の健康問題を疫学的及び保健統計学的視点から捉えることをねらいとして「疫学」「保健統計学」を開講し、さらに、国際的な視野を持ち合わせることをねらいとして、「ボランティア論」「国際保健論」を開講している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

- 5-4-③ 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

「教養科目」は、保健師活動の基礎となる憲法及び現代社会のあらゆる状況を踏まえた上での人間生活の理解を教育内容としている。「専門基礎科目」は、地域の健康問題を共通テーマとして、科目間の関連性を明らかにしながら構成している。「専門科目」は、地域活動における保健指導の方法を教育内容の中心としている。

これらのことから、授業の内容が教育課程の構成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

- 5-4-④ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

地域を基盤とする研究活動が授業に反映されていることが分かる。例えば、活動対象となる小児あるいは高齢者の健康問題の実態を調査し、疫学・保健統計学的に考察する「健康・生活調査に関するコホート

研究」などの成果が、地域を基盤においた健康と生活の捉え方などを理解できるように教育内容に反映されている。

のことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

- 5-4-⑤ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他専攻の授業科目の履修、大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施等が考えられる。）に配慮しているか。

地域の健康問題を疫学、保健統計学視点から分析すること、国際的視野を持ち多角的な視点から地域看護を捉えること、及び地域活動における保健指導の方法を教育内容としていることなど社会からの要請に対応した教育課程の編成に配慮している。また、「公衆衛生看護学研究」は学生の希望するテーマに沿った研究を行うことができ、学生のニーズに配慮している。

これらのことから、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

- 5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）

講義、演習、実習の時間数は、1単位おおむね30時間で構成されており、それぞれ570時間、210時間、180時間であり、実習は必修科目である。演習は、疫学演習・保健統計学演習・地域リハビリテーション論・地区活動論・公衆衛生看護学研究であり、授業形態の組合せ及びバランスは適切であるといえる。保健福祉行政論、疫学、保健統計学では、講義と統計演習、疫学調査・分析を行い、調査から地域保健活動における統計を実地で習得できることや公衆衛生看護学実習における少人数での実習指導を行うことなど、それぞれの教育内容に応じた学習指導法の工夫がなされている。また、グループワークを多く取り入れることによって、保健師としてのコーディネイト能力やコミュニケーション能力などを育成するための学習指導法の工夫がなされている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

- 5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスについては、すべての開設科目に、各科目1ページを充て、授業科目名、担当教員名、メールアドレス、授業の目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されている。また、学生に対しては、入学時のガイダンスにおいて、履修登録の際に活用すること、履修登録後も授業を進めていく上で活用することを説明している。シラバスに記載されている内容を変更する場合には、授業の前に修正されたシラバスを配布するなどの事前準備が工夫されており、学生にとって不利にならないよう方策が講じられている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、活用されていると判断する。

・ 5－5－③ 自主学習への配慮、多様な専門分野への配慮等がなされているか。

自主学習等への配慮については、基本的に学生が少人数のため、教員の個別対応が可能な状況にあり、日常の密接なコミュニケーションや電子メールの活用によるきめ細かい教育指導が徹底している。また、学生個々にパソコンを貸与しており、文献検索、健康教育の資料作り、統計処理等に活用されている。しかし、学外への持ち出しを希望する学生が多い。

これらのことから、おおむね自主学習等への配慮がなされていると判断する。

・ 5－6－① 専攻科で修学するにふさわしい研究指導（例えば、複数教員による指導、研究テーマ決定に対する適切な指導等が考えられる。）が行われているか。

研究指導については、入学当初から研究に関する基礎講義を行い、自分のテーマに沿った先行研究を調査し、論文を読みこなす練習をするように指導を行っている。また、学生の提出したテーマごとに、各専任教員が専門別に5人を担当することとしており、学生と研究方法をディスカッションし、研究計画書を提出させて、指導に当たっている。

これらのことから、専攻科にふさわしい研究指導が行われていると判断する。

・ 5－7－① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準及び修了認定基準は学則に定められ、入学当初のガイダンスにおいて学生に説明されている。これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が策定され、学生に周知されていると判断する。

・ 5－7－② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価は、基準に基づいて、試験、論文、レポート、平常学習状況、実習内容、授業への出席状況を総合して4段階評価で行われている。臨地実習では、学生の目標への到達度、実習目標に応じた実習先指導者のコメント、自己評価、記録等を総合して評価している。また、修了認定は、教授会の議を経て行われている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

・ 5－7－③ 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価等の正確性を担保するため、学生本人が自分の成績を指定のパソコンで確認できるシステムを取り入れている。成績評価に対する問い合わせや疑問などがある場合には、成績開示後10日以内に成績評価を行った担当教員に対して成績評価の方法や内容などについて問い合わせができる。担当教員から十分な回答が得られない場合には、学務課に申し出ることとし、成績の閲覧及び成績評価に対する問い合わせについては学修の手引に明記し、周知している。申立てに対する対応は教務委員会に報告され、また、改善を図る目的で、教授会等で教員全員に報告されている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- ボランティア活動や実習など地域との関わりが深く、地域の文化、伝統を学ぶ科目を開講するなど、地域に根ざした教育が行われている。
- G P A評価を導入し、通年のG P A評価がおおむね2.5以下の学生に対しては、担任教員による個別の履修指導が行われている。
- 優秀な成績を修めた学生を表彰し、学生の学習意欲を高める努力がなされている。
- 実践の場で求められる自ら考える力を養成するために、日常的に学生自らが答えを導き出すことを意識させる教育が行われている。
- 地域福祉学科においてフィールド型授業を多く取り入れているなど、学習指導法に工夫がなされている。
- 専攻科課程では、国際的な視野を持つ保健師を養成することをねらいとする科目が開講されている。

基準6 教育の成果

6－1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6－1－① 短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像は、各学科及び専攻科ごとに『学生便覧』で示されている。各学科及び専攻科は、いずれも資格取得を目指すものであり、方針は明確である。

当該短期大学及び各学科、専攻科における教育の達成状況の検証・評価については、G P A制度の導入や、学生授業評価・外部評価の結果分析、F D研修会などの取組を行っている。また、文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色G P）」に採択された幼稚教育学科の「地域と創るにいみこどもフェスタ」における表現発表会や、看護学科の到達度試験は、教育の達成状況を検証・評価するに当たり有効な取組となっている。

これらのことから、教育の達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6－1－② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学生が各学年や卒業（修了）時等に身に付ける学力や資質・能力について、看護学科では、単位修得状況や看護研究（卒業研究）の内容が良好であり、平成15年度及び平成16年度の卒業生全員が看護師国家試験に合格している。

幼稚教育学科では、単位修得、進級・卒業の状況、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許の取得状況が例年ほぼ100%である。卒業研究については、全員が個人あるいはグループによる研究論文又は作品制作に取り組み、総合研究発表会及び表現発表会においてその成果を発表している。

地域福祉学科では、単位修得、進級・卒業の状況がほぼ100%であり、卒業生全員が介護福祉士登録資格を取得している。

地域看護学専攻科では、単位修得の状況が100%となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6－1－③ 学生の授業評価結果等から見て、短期大学が編成した教育課程を通じて、短期大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

在学生を対象とした授業評価結果及び卒業及び修了予定者を対象とした卒業時満足度調査の結果によると、科目又は学科によってばらつきが認められ、教育効果に不十分な部分もあると考えられるものの、全体的には学生の評価、満足度が高いことから、教育の効果があつたと判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、看護学科では、就職した者の大部分（平成12年度から16年度の5年間で98%）が看護師として就職し、進学者は全員が看護師養成課程（看護学部等）、保健師、助産師又は養護教諭養成課程に進学している。

幼稚教育学科では、就職した者の大部分（平成12年度から16年度の5年間で98%）が保育士又は幼稚園教諭として就職している。

地域福祉学科では、就職した者の大部分（平成12年度から16年度の5年間で95%）が介護福祉士として就職し、進学者の全員が福祉系学部に進学している。

地域看護学専攻科では、就職者は全員が保健師又は看護師として就職し、進学者は養護教諭養成課程へ進学している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業生への意見聴取の取組として、卒業時満足度調査や卒業生へのヒアリングなどが実施されている。また、各学科では「卒業生と語る会」を毎年実施し、さらに看護学科では、卒業生を対象に専門技術の習得状況や活用状況に関する調査を実施している。就職先等については、幼稚教育学科では就職訪問活動、地域福祉学科では実習巡回時や実習指導者会議の際に意見聴取が行われている。

卒業時満足度調査の結果では、「入学から現在まで自分の成長にどの程度満足しているか」との問い合わせに対する満足度が82.7%となっており、また、外部評価の結果においても、おおむね教育の成果が上がっていると評価されている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色G P）」に採択された幼稚教育学科の「地域と創るにいみこどもフェスタ」は、教育の達成状況を検証・評価する取組としても優れている。
- 当該短期大学の各学科はいずれも資格の取得を目的とするものであり、全学科の学生のほぼ100%が目指す資格を取得し、就職状況も極めて良好である。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

各学科及び専攻科とも、入学時に全入学生対象の合同ガイダンス及び学科別ガイダンス、年度当初に学科別ガイダンスを実施し、『学生便覧』、シラバスなどを用いて、履修手続き、教育目的、教育計画、履修内容などが説明されていることから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

- 7-1-② 進路・学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

進路・学習相談、助言の体制については、各学科及び専攻科とも、クラス担任制を採用し、各クラスに担任・副担任教員を配置している。担任・副担任教員は、学習・進路等に関する全般的な助言・指導を行うほか、学生と個別面接をして学習・生活・進路に関する状況を聴取し、必要な情報提供・指導を行っている。進路に関しては、担任教員が就職委員会を通じ、就職希望先等を訪問して、求人情報を入手するなどの活動を行い、進路相談に活用している。平成17年度からはオフィスアワーを実施し、指定時間に必ず研究室に在室することを義務付けている。電子メールや研究室における日常的な対応などによる教員と学生とのコミュニケーションが円滑であり、きめ細かい指導・助言が行われている。

平成16年度に実施した卒業時満足度調査の結果においては教員の指導・助言に関する満足度が86.3%と高く、自由記述回答でも各学科及び専攻科で、「親身になって対応してくれた」、「教員と接する機会が多くあった」等の記述が多く見られることなどから、進路・学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

- 7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学習支援に関する学生のニーズを把握するための取組として、平成13年度末に「学生生活実態調査」を実施しており、今後もおおむね5年に1回程度の実施を予定している。さらに、平成14年度からは学生による「授業評価」を実施し、平成16年度には卒業及び修了予定者を対象に「卒業時満足度調査」を実施している。また、クラス担任制による豊かなコミュニケーションにより、日常的な学習支援に関する学生のニーズも効果的に把握されている。

これらのことから、学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

- 7-1-④ 通信教育を実施している場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし。

- 7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

看護学科では、平成8年度より社会人特別選抜制度を設け、平成16年度までに34人が入学しているが、入学後は一般学生として修学している。学修歴も大学院修了や4年制大学卒業、社会人経験など多様であり、背景に応じた学習支援が行われている。また、社会人入学生の入学時の年齢は20代後半が約半数を占めており卒業時には30歳前後に達するため、年齢を考慮した進路指導が必要であり、これらについては担任教員等による個別指導・助言が行われている。

これらのことから、学習支援が適切に行われていると判断する。

- 7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主的学習環境として、学生会館の和室及び会議室の優先的な利用を認めているほか、講義室及びゼミ教室も授業時間外の自主学習等の目的での学生利用（9時から20時まで）を認めている。また、図書館も学期中は8時40分から19時まで（金曜日は20時まで）開館している。情報処理教室については、『学生用ITマニュアル』（情報処理室の利用マニュアル）が作成されており、授業時間等以外での学生の届出を要しない利用を認めている（9時から20時まで）。ただし、図書館の開館時間や実習室の開放時間の更なる延長を希望する学習意欲の高い学生が多い。

これらのことから、図書館・実習室の利用時間などには改善の余地があるが、自主的学習環境が整備されていると判断する。

- 7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生のサークル活動や自治活動等の課外活動については、学生部及び学務課学生係において所掌し、学生会館内の学友会室、部活動のための部室、体育館、グラウンドなど必要な施設・設備を提供し、教職員が顧問に就任して指導・支援を行っている。また、サークル活動や自治活動等に利用する設備の維持管理に伴う費用を校費で負担するとともに、賠償保険加入に対する支援や後援会による経費補助等も行われている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

- 7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談については、担任・副担任教員が行っており、また、健康相談については、各学科の保健委員並びに看護学科及び地域福祉学科の相談専門委員各1人に加え、学外相談員（精神科医師）も配置されている。

学外相談員による専門的なカウンセリングは、平成13年度から実施されており、平成15年度、16年度には年12回行われ、70人ほどの利用者があった。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

- 7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

特別な支援が必要と考えられる者への生活支援等に関しては、日常的な生活支援を必要とする程度の障害がある学生の入学実績がなく、現在までに在籍していない。しかし、施設全体としてバリアフリー化が十分ではないので、早期に対応する必要がある。

- 7-3-③ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

生活支援等に関する学生のニーズを把握するための取組として、平成13年度末に全学生を対象とした「学生生活実態調査」を実施し、その結果を受けて、教室等開放時間の延長や学生会館使用法の整備などの学内規則の見直しを行っている。また、学生自治団体である学友会役員と学生部及び学生生活委員会との定期的会合を毎年2回程度実施している。各種相談制度及び卒業時満足度調査で明らかになった学生のニーズは、学生生活委員会又はその他の委員会に報告されている。

これらのことから、学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

- 7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

学生の経済面の援助に関して、日本学生支援機構の奨学金は、平成12年度から16年度の5年間における希望者全員が採択されている。また、当該短期大学では無利子の貸付制度である小田琢三奨学基金という独自の制度を設け、緊急の場合や海外研修等に参加する場合に援助しており、平成12年度から16年度の5年間で32人の利用実績がある。新見公立短期大学条例に定められた授業料の減免制度についても、平成12年度から16年度の5年間で60人の申請に対して45人（75%）が適用を受けている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 電子メールや研究室における日常的な対応などによる教員と学生とのコミュニケーションが円滑であり、きめ細かい指導・助言が行われている。
- 学習支援を含む包括的な大規模調査として学生生活実態調査を実施するとともに、学生による授業評価、卒業時満足度調査を実施するなど、多角的な調査により学生のニーズを把握している。
- 無利子の貸付制度である小田琢三奨学基金という独自の制度を設け、緊急の場合や海外研修等に参加する場合に援助している。

【改善を要する点】

- 学生の要望を受け図書館の開館時間の延長を行っているが、図書館や実習室の開放（開館）時間の更なる延長を希望する学習意欲の高い学生が多いことへの対応が望まれる。
- 施設全体としてバリアフリー化が十分ではないので、早期に対応する必要がある。

基準8 施設・設備

- 8-1 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

校地面積は 27,311 m²であり、校舎面積は 11,244 m²である。校舎には講義室、研究室、看護・介護教育のための実習室及び演習室、幼児教育のための図工・音楽教室及びリズム教室、調理施設を備えた栄養実習室、情報処理教室、図書館等を設置し、情報処理教室にはパソコン 66 台を設置している。これらの施設・設備は有効に活用されているが、図書館の閲覧場所については十分に確保されているとはいはず、進行中の図書館の整備・拡充計画の早期実現が望まれる。

また、看護学科の臨地実習を受ける学生のためにマンション 10 室を借り上げ、実習に関する専門書やコピー機を配備するなど、施設面での支援を行っている。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

教育内容・方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークの整備については、情報処理教室で 66 台、進路情報室で 4 台、図書館で 3 台のパソコンを学生の利用に開放し、専攻科学生には、ノート型パソコンを貸与して学内外のネットワークに接続できる環境が整備されている。また、学生全員にメールアドレスを発行し、学内外の端末からメールサーバを利用して電子メールの送受信を可能としている。

情報設備及び情報ネットワークの利用については、『学生用 I T マニュアル』の配布、担当教職員による利用相談など有効に活用するための支援体制が整備されている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構員に周知されているか。

講義室、情報処理教室、体育館、学生会館、保健室等の利用に関しては、その基本方針が明確に規定され、『学生便覧』に掲載されている。『学生便覧』は毎年全学生に配布し、ガイダンスを行うことによって学生等の構員に周知するとともに、学内ウェブサイトにも利用の手引が掲載されている。情報設備及び情報ネットワークの利用については、詳細な利用マニュアルを作成し、学生に配布している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構員に周知されていると判断する。

・ 8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

図書館の蔵書冊数は 62,003 冊（和書 57,037 冊、洋書 4,966 冊）、購読雑誌 84 種（和書 60 種、洋書 24 種）、新聞は 8 種である。また、学生が雑誌・論文データベースや医学文献情報データベースを利用できる環境を整えている。その他、専門科目に適した VTR、DVD、音楽CDについては各学科で管理し、講義や実習等で活用されている。また、看護学科での臨地実習の際の宿泊先として借り上げているマンションには、実習に関する専門書等を配備している。

新刊書や教養教育に関する図書については十分とまではいえず、さらに充実させる必要はあるが、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学内 LAN を整備するとともに、学生全員にメールアドレスを発行し、学外からも電子メールの送受信を可能にしている。また、これら情報機器の利用については、詳細な『学生用 IT マニュアル』の作成、担当教職員による利用相談など有効に活用するための支援体制が整備されている。

【改善を要する点】

- 図書館の整備・拡充計画の早期実現が望まれる。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

9-2 教員及び教育支援者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

日常的な教育の状況については、学務課において記録、収集して蓄積され、教員の教育活動については、教務システムに電磁記録として蓄積されている。各学科及び専攻科の教育活動については、学科・専攻科会議で審議され、その内容は議事要旨として整理され保存されている。また、教育活動の実態として、各教員が担当する授業科目に関連した研究論文が紀要に掲載されている。

学務記録・履修状況と成績管理の電子データは蓄積されており、成績に関しては学生自らがシステム上で閲覧することができる。

また、自己点検・報告書のほか、平成15年度に教員の教育活動について外部評価を実施した際に、過去5年間の活動が『外部評価報告書及び外部評価資料』としてまとめられている。

これらのことから、データや資料が適切に収集、蓄積されていると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学生の意見を聴取する取組として、おおむね5年に1回程度実施する「学生生活実態調査」（平成13年度第1回実施）及び毎年実施する学生による「授業評価」（平成14年度開始）、「卒業時満足度調査」（平成16年度開始）、並びに学友会（学生自治組織）役員と学生部及び学生生活委員会との懇談会（年2回程度実施）を行っており、その内容は、関係委員会（教務委員会、学生生活委員会等）又は事務部局で検討されている。

授業評価の結果については、指摘された課題に対する各教員の改善案及びその実施状況が把握され、また、学友会との懇談会で得られた学生からの要望が実現した例（図書館開館時間の延長や学内LANの設置とインターネットの接続など）も多い。

これらのことから、学生への意見聴取が多角的に行われており、自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

各学科では卒業生から意見を聴取する機会として、「卒業生と語る会」を年1回実施するとともに、同窓会役員会や後援会役員会とも毎年意見交換を行っている。また、看護学科及び地域福祉学科では、学外の実習施設等（学生の就職先を含む）における指導者との連絡会議が年に1回開催され、特に実習に係わ

る教育状況に関する意見交換が行われ、適宜教授会及び各学科会議等に報告されている。看護学科での学外実習施設等における指導者との連絡会議（臨地実習施設連絡会議）では、臨地実習におけるリスクマネジメントについて講演を行うとともに、実際に学生が体験した事例を基に学外の実習指導者を交えたグループワークを行っており、その結果を臨地実習事故対応マニュアル作成に活かすなど事故防止に努めている。

これらのことから、学外関係者の意見が自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

- 9-1-④ 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

評価結果は、主として各学科会議において審議され、必要に応じて教授会に対して教育課程の見直しや教員組織の構成の変更を提案できるというシステムが機能している。看護学科ではカリキュラムに関して、学生による授業評価や教員相互の授業評価及び外部評価の結果得られた問題点を検討するために「カリキュラム改正に向けてのワーキンググループ」を設置し、平成17年度から、1単位当たりの時間数の統一、基礎的知識の獲得を図るための科目の新設・統合、カルテ開示・電子カルテの導入など医療制度・医療システムや情報システムの変化に対応できる教育内容への変更など、教育課程の一部を改正している。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けるためのシステムが整備され、機能していると判断する。

- 9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学生の授業評価結果から得られた課題に対する各教員の改善方策やその実施状況は、組織として把握されている。また、教育改善を目的として各教員又は教員が共同で実践的研究を実施している。例えば、看護学科では「老年看護学」及び「援助技術論」の授業評価を基にした授業改善に関する研究として『老年看護学の授業による学生の高齢者イメージの変化（第2報）』、『卒業後における援助技術論演習の活用度と教育上の課題』、幼児教育学科では、「乳児保育Ⅱ」での保育所実習と関連させた研究として『授業評価と保育所保育実習との関係についての予備的研究—授業「乳児保育Ⅱ」の改善のために—』、地域福祉学科では、「介護技術」において開発した介護過程ガイドブックによる学生の到達度向上についての研究である『介護過程ガイドブック活用前後の学生の介護過程学習の到達度の比較』などが挙げられる。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っていると判断する。

- 9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

FD活動の一つとしてFD集会を開催している。同集会は平成15年度から開始され、第1回は主として教育の方法論及び技術を題目とし、学外の専門家を招聘して講演会を開催し、その後専門家を指導者に授業科目の教育方法の実践をモデルにワークショップを実施し、第2回（平成16年度）では、先進的なFD活動を実施している他短期大学の実例や、当該短期大学において独創的な授業を展開している教員の実例を紹介する講演を行い、今後のFD活動の実践をテーマに、参加者全員によるグループワークを実施している。

平成16年度には教務委員会の下に教育改善部会を設置し、同部会で学生による授業評価、FD集会の

企画・運営、教育改善に関する勧告等を実施することとしている。また、試行的にではあるが、平成14年度に学科の枠を越えた教員相互の授業評価を実施し授業改善に役立てていること、看護学科では教育に還元できる研究を行うために各領域の教授・助教授が講師・助手に指導助言を行うスーパーバイズシステムを活用し、教育実績を研究として公表していること、幼稚教育学科では学科内に教育改善部会を設置し、学生と教育の現状に対応してカリキュラムを改善するためのワークショップを開催していることなど、様々な取組が実施されている。

これらのことから、FD活動が適切な方法で実施されていると判断する。

・ 9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

FD集会は参加者全員による能動的な実践形式の集会であり、参加者から肯定的な感想が得られている。また、日常的な教員同士の密なコミュニケーションの結果、授業形態や教材の改善が行われた例（例えば、幼稚教育学科では、実習における実践技能が要求される保育現場の認識を交換し合った結果、「基礎音楽」にあたる科目「器楽I・II」「基礎音楽II」などにおいて、単に演奏技術だけでなく保育現場で直接活用できる教材に改良していること、地域福祉学科では、専任教員と非常勤助手によって介護技術のデモンストレーションを行う「介護技術演習」の授業準備の一貫として、担当者が合同で打合せや練習を行い教員自身のスキルの向上を図っていることなど）がある。また、平成14年度には学科を越えた教員相互の授業評価を行い、授業方法の改善に資する試みを実施している。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

・ 9-2-③ 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

各学科において実践を前提とした教育が行われているため、教育支援者の資質向上を図るための取組として、学外実習施設等における指導者に対して指導者としての認識を高めてもらうことを目的に「学外実習指導講師」の称号を授与している。また、看護学科及び地域福祉学科では、学外実習指導講師に対して臨地実習における実習指導の充実向上を図る目的から、講演会及びテーマを決めたグループワーク等の学外実習指導講習会を実施している。

これらのことから、教育支援者の資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生の科目履修状況及び成績評価は電算化された教務システムに蓄積され、成績に関しては学生自らがシステム上で閲覧することができるなど、有効に活用されている。

基準 10 財務

- 10-1 短期大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 短期大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 10-1-① 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

新見市を設置者とする公立短期大学であり、短期大学の目的に沿った教育研究活動を遂行するために必要な校地・校舎・設備等の資産を有している。

- 10-1-② 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。
入学料、検定料、授業料などの収入、科学研究費補助金、文部科学省の補助金（特色GP）などの外部資金、及び新見市の一般財源からの繰り入れにより、短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が継続的に確保されている。

- 10-2-① 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

新見市を設置者とする公立短期大学であるため、予算については、各学科等から出された予算要求を、市長が定める編成方針に基づき短期大学として取りまとめ、予算要求を市に提出し、市議会の審議を経て確定された後、教授会において報告されていることから、収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

- 10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

新見市を設置者とする公立短期大学であるため、単年度での支出と収入は常に均衡している。

- 10-2-③ 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

市議会において確定した予算額を予算委員会及び教授会において予算配分を決定している。平成17年度から、学長裁量による研究経費の競争的配分を実施し、前年度の教育研究実績及び短期大学運営や社会への貢献に応じた教員個人研究費の傾斜配分、研究課題申請による重点配分を行っている。

これらのことから、適切な資源配分がなされていると判断する。

新見公立短期大学

・ 10－3－① 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

新見市を設置者とする公立短期大学であるため、予算及び決算については、市議会承認後、市役所掲示板及び広報紙に掲載し公表されている。

・ 10－3－② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

地方自治法に基づく定期監査を、市議会選出の監査委員1人（市議会議員）、学識経験者の監査委員1人及び監査事務局職員により、会計監査等が行われている。その結果については、意見書を添付して市長に提出し、市長が市議会に報告している。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 短期大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 短期大学の目的を達成するために、短期大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

教育研究組織である各学科に学科長、教養科及び専攻科に科長を置き、事務組織に事務局長及び事務職員を配置して管理運営に当たっている。教育研究組織との連携を緊密にすることを目的として、学生部、学務課及び図書館には教員を管理職として併任している。事務職員は、事務局長を含めて常勤職員 8 人（総務課 2 人、学務課 4 人、図書館 1 人）及び臨時職員 3 人の計 11 人である。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持ち、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11-1-② 短期大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

意思決定機関として教授会が設置され、その下に専門的な審議機関として各種委員会が設置されている。定例教授会は原則として月 1 回開催され、その他合格者決定教授会、入学者決定教授会、卒業・修了者決定教授会が開催され、必要に応じて臨時教授会が開催されている。また、各学科等に学科会議、教養科会議及び専攻科会議が設置されている。

これらのことから、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

- 11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズは担任・副担任教員を通して学科会議等で把握、又は学生部・学務課を通して教務委員会又は学生生活委員会で把握している。また、学生自治団体である学友会役員と学生部及び学生生活委員会との懇談会を毎年 2 回程度実施しており、その結果、図書館開館時間の延長や冷暖房施設の設置、郵便ポストの構内設置、学内 LAN の設置とインターネットの接続、街灯の設置など、様々な要望が実現している。学生と教員や事務職員との日常的なコミュニケーションの良さも、学生のニーズの把握に貢献している。

教員のニーズは学科会議等又は各種委員会が把握し、事務職員のニーズは事務局で把握するか、担当の各種委員会を経て管理運営及び教授会の議事に反映されている。また、学外関係者については、後援会理事、同窓会評議委員等との懇談会を開催して意見を聴取し、事務局又は各種委員会を経て管理運営及び教授会の議事に反映されている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

設置管理主体である新見市が地方公共団体であることから、法人等のような監事は存在せず、同様の機能を有する機関として、地方自治法に基づき監査委員が置かれ（議会選出1人、学識経験者1人）、毎月の出納検査及び年1回の定期監査が行われている。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務局職員については、全国公立短期大学協会主催「公立短期大学事務職員中央研修会」及び「中国・四国地区学生指導職員研修会」に参加させることにより、管理運営に関わる職員の資質の向上を図っていることから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が、公立短期大学の実態に即して組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する方針について、組織及び事務分掌については「新見市事務分掌規則 第4章 短期大学」に、教授会等の職責については学則にそれぞれ定められている。これらに基づいて「新見公立短期大学教授会運営規程」をはじめ、各種委員会規程等が定められている。また、学長及び管理運営に関わる委員等の選考については、「新見公立短期大学学長選考規程」のほか、各種役員の選考規程等が制定されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、学内の諸規程が整備されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、短期大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

目的は、学則に規定されており、構成員に配布されている『学生便覧』に掲載されるとともに、ウェブサイトにも掲載されている。教授会の審議状況については、議事要旨が作成され、教職員全員に配布されるとともに、総務課内に永年保存されている。各種委員会の活動記録についても、それぞれの事務分掌に従って事務局に保存されるとともに、主要な内容については、教授会で報告され、教授会議事要旨に掲載されている。これらの議事要旨は必要に応じて教職員の閲覧が可能である。

これらのことから、データや情報が蓄積されているとともに、構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 各短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

平成7年度に自己点検・評価委員会を設置し、課題ごとに根拠となる資料・データを収集し順次自己点

検・評価を実施している。平成 15 年度には各学科の教育状況及び教員の教育研究活動等について自己点検・評価を行い、それを基に外部評価を実施している。

これらのことから、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断する。

・ 11-3-② 自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

自己点検・評価の結果は報告書にまとめられ、全教員に配布するとともに、図書館等に所蔵し、学生等に公開している。また、その一部は3年間ウェブサイトでも開示されていた。

これらのことから、自己点検・評価の結果が公開されていると判断する。

・ 11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

自己点検・評価委員会が中心となって平成 15 年度に実施された各学科の教育状況、教員の教育研究活動及び社会貢献等に関する自己点検・評価については、学科（教養科を含む）ごとに学外の有識者による書面審査を行い、さらに訪問調査によって学内諸施設の視察、学長及び学科長との面談、授業参観、卒業生及び在学生との面談等が実施され、その結果は外部評価報告書としてまとめられている。また、平成 17 年度には認証評価制度による第三者評価に取り組んでいる。

これらのことから、外部者によって検証する体制が整備され、実施されていると判断する。

・ 11-3-④ 評価結果が、フィードバックされ、短期大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

教育研究活動の総合的な状況や問題点を把握するために、学生生活実態調査、学生による授業評価、卒業時満足度調査、教員相互の授業評価、外部評価、学友会との懇談会、臨地実習施設連絡会議での意見交換など多面的な評価や意見聴取を行っており、これらの結果については、その課題ごとに学科又は所管する委員会等にフィードバックされ、改善が行われている。改善例としては、看護学科において教育に還元できる研究を行うために、各領域の教授・助教授が指導助言を行うスーパーバイズシステムを採用したこと、幼稚教育学科において実習担当者連絡会議を実施し、実習依頼において個人情報保護や災害時の扱いの改善、実習の事前訪問の手順を改定していること、地域福祉学科において授業におけるグループ討議とプレゼンテーションを導入し、教育効果を向上させていることなどが挙げられる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生と教員や事務職員との日常的なコミュニケーションが極めて良好であり、学内におけるニーズや問題点が適確に把握されている。
- 平成 15 年度に実施された自己点検・評価結果をもとに外部評価を実施し、その結果が学科や委員会等にフィードバックされ、改善が行われている。

<参考>

i 現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 短期大学名 新見公立短期大学

(2) 所在地 岡山県新見市西方1263番地の2

(3) 学科等の構成

学科：幼児教育学科、看護学科、地域福祉学科
専攻科：地域看護学専攻科

(4) 学生数及び教員数（平成17年5月1日現在）

学生数：学科404人、専攻科15人

教員数：44人

2 特徴

岡山県の北西部で鳥取県と県境を接する地域にある新見市（当時）において、昭和48年5月に地域の振興を目的として「短期大学の誘致」が策定された。しかし、私立短期大学の誘致は種々の理由で困難であることから、昭和51年5月に市長が「短期大学設置」に関する意向を表明した。これを受け、昭和53年1月に新見市に「新見市立女子短期大学創設準備室」が発足した。市の財政力等から自治省（当時）の行政指導により、新見市及び阿哲郡の4町（大佐町、神郷町、哲多町、哲西町）（いずれも当時）で構成される阿新広域事務組合立（設置者：代表理事）として、昭和55年4月に新見女子短期大学が開学した。開学当時の学生定員は看護学科（3年課程）50人、幼児教育学科（2年課程）50人、であった。開学に先立って、文部大臣から「幼稚園教員養成課程」の認定、厚生大臣から「保母を養成する学校」の指定、文部大臣から「看護婦学校」の指定をそれぞれ受けた。開学時の将来構想として、設置者から短期大学に、（1）将来の学園都市構想：安定的・効率的な規模とし、男女共学を目指すこと。（2）大学の整備拡充：学生会館等の整備。（3）学生定員増加の方策：看護学科の定員を80人とすること。（4）大学の地域貢献が提起された。看護学科の定員については、実習病院が遠隔地であり80人は困難であることなどから昭和61年4月に60人に増員された。

平成4年4月に学内に新見女子短期大学学科増設準備室が設置され、平成8年4月厚生大臣から「介護福祉士養成施設」の指定を受けた地域福祉学科（2年課程：定員50人）が設置された。

平成11年4月から幼児教育学科及び看護学科について男女共学化が行われ（地域福祉学科は平成12年4月），大学名が現在の新見公立短期大学に変更された。

将来計画を策定する中で、専攻科の設置を行うこととなり、平成16年4月に文部科学大臣から「保健師学校」の指定を受けた地域看護学専攻科（1年課程：定員15人）が設置され、平成17年2月に大学評価・学位授与機構から学士の学位を受けられる専攻科として認定された。平成17年3月31日に旧新見市及び阿哲郡の4町が対等合併し、新たに新見市として発足した。これに伴い本学の設置母体が新見市に、設置者が新見市長に変更になったが、短期大学名の変更はなかった。

本学は、旧新見市立商業高等学校の跡地にその設備を利用して開設されたものであるが、開学時に4階建校舎1棟（現3号館）を建築し、その後平成3年に学生会館、平成8年に4階建校舎（現1号館）及び学生食堂等の施設を逐次建築・改築した。また、平成12年に学内コンピュータネットワーク及び専用線によるインターネット接続が完成した。

現在、本学は設立時の目的である地域振興に大きく貢献している。しかし、入学生は西日本を中心に全国の広い地域に分布し、地元出身者は少数に留まっている。その理由は、高学歴志向、都市志向、少子化等に求められる。

学生は女性が大部分を占め、共学化後も男子学生の割合は数%で推移している。開学以来、平成17年3月までに3,094人の卒業生を世に送り出し、初期の卒業生には、各職場の中堅として活躍中の者もみられる。看護学科卒業生で進学者（大学編入、保健師・助産師養成校、養護教諭養成課程）が比較的多い傾向にあるが、就職者の大部分は教育の目的とする保育士または幼稚園教諭（幼児教育学科）、看護師（看護学科）、介護福祉士（地域福祉学科）の職に就いている。

地域貢献については、昭和57年から毎年公開講座を実施している。また、幼児教育学科の表現発表会を市内のホールで開催している（「地域とつくる にいみこどもフェスタ」）。近年では本学教員がインターネット（非公開掲示板及び電子メール）を介して、地元住民からの健康・生活相談に助言・指導を行う「新見まごころネット」（平成15年）、地域の幼児教育者の申し出により、研修・指導・助言等を実施する「教育支援センター」の設置（平成16年）、地元私立高等学校との連携授業（平成16年）等を実施している。

ii 目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

1 本学の目的は、教育基本法及び学校教育法の趣旨にのっとり、広く教養を高め、看護、介護及び幼児教育に関し、専門の知識と技能を深く教授研究し、良き社会人として、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成することにある。目的を達成するために幼児教育学科（2年課程）、看護学科（3年課程）及び地域福祉学科（2年課程）と地域看護学専攻科（1年課程）を設置している。

幼児教育学科では、卒業要件として保育士登録資格に必要な単位修得を課し、必要な単位の修得によって卒業時に幼稚園教諭2種免許状の取得ができる教育課程を開設している。幼児・児童を取り巻く家庭や地域の環境が著しく変化していることに対応して、保育・教育・福祉における専門職種の需要が増大し、またその職能の多様化・高度化が求められていることから、これらに対処できる人材の養成を目的としている。

看護学科では、卒業要件として看護師国家試験受験資格に必要な単位修得を課している。看護師として必要な知識と技術を修得することのみならず、幅広い人間性を養い科学的思考に基づいた看護職として成長することを目標としている。

地域福祉学科では、卒業要件として介護福祉士登録資格に必要な単位修得を課している。同時に社会福祉主事任用資格が取得できる。介護福祉士として必要な知識と技術を修得することのみならず、高齢者が過ごしてきた地域の文化、伝統（木工芸、備中神楽、草木染、陶芸）を学ぶための科目を開講している。

地域看護学専攻科では、修了要件として保健師国家試験受験資格に必要な単位修得を課している。1年間で公衆衛生及び関連科目を集中して学習できる。各学生が、自分のフィールドをもち、保健福祉行政論、疫学、疫学演習、地区活動論、健康教育、保健統計学等を修得できる科目を開講している。

2 教育の目的として教養教育の重視がある。各学科の専門科目から得る知識のみならず、広い分野の教養と社会人として求められる思考の方法を養うことが重要であり、時代や民族の文化概念の変遷に応じて異なる幅広い教養を身に付けた優れた人材を養成することを目的としている。そのため教養科目を担当する教員からなる教養科を開学時から設置している。平成15年に、各学科の教養関連科目を担当する教員を含む教養教育委員会を設置し、実践を通じて教養教育改善に資することを目的として活動を行っている。

3 教員の教育活動は研究活動の裏づけを必要とするとの理念から、教員の研究活動に対するモチベーションを高めることを目的に掲げている。平成17年度から研究経費の競争的配分を実施し、前年度の教育・研究実績及び大学・社会貢献に応じた教員個人研究費の傾斜配分制度、研究課題申請による重点配分等を行った。

4 教育改善を行い、学生にとって魅力的な教育活動を実践することを目的としている。そのための取組として第1回のファカルティディベロップメント研修会（FD集会）を平成15年度に実施して以来、毎年1回のFD集会を実施している。また、検証の取組として学生による授業評価を平成14年度から実施している。平成17年度からは実施方法の一部を改正して実施する計画である。教員の教育研究活動について、学科ごとに、外部の有識者による評価を平成16年度に実施した。

（準学士課程・専攻科課程等ごとの独自の目的）

幼児教育学科

幼児教育に関する専門的な理論と実際的な技能を教授研究し、保育者であるとともによき社会人として、幼稚園・保育所・福祉施設などでの質的充実・発展につくすとともに、地域における保育の振興に寄与することができる人材を育成することを目的とする。その目的のために次の教育目標を掲げる。

- 1 保育者として必要な資質を向上させるために不可欠な理論を求め、技能を高めようと主体的に取組む態度を養う。
- 2 保育の本質を理解し、学問的な裏づけをもった実践を行うことのできる能力を養う。
- 3 保育者にふさわしい人間的魅力と円満な人格、豊かな情操をそなえた人材を育成する。
- 4 保育に対する理解に支えられて、地域社会における幼児の生活環境や、生活文化の浄化向上につとめようとする能力や態度を養う。

看護学科

社会における看護の役割を認識し、幅広い教養と豊かな人間性を養い科学的思考に基づいた看護専門職として

の基礎的能力を習得させることを目的とする。その目的のために次の教育目標を掲げる。

- 1 生命の尊重と人間の尊厳を基に、対象を多面的に理解するため、看護学と関連諸科学に主体的に取組む能力を養う。
- 2 看護の本質を理解し、人々の健康に関する諸問題を科学的に査定し、個別性のある総合的な援助活動が行える基礎的能力を養う。
- 3 社会の変化に柔軟に対応できる多様な価値観を認識し、看護者として生涯にわたり資質の向上を図ることのできる能力を養う。
- 4 保健医療チームの一員として他職種と協調し、地域社会における看護の役割を果たす能力を養う。

地域福祉学科

地域社会における介護の役割とは何かを理解しながら、より広角的に介護を展開し、実践できる基礎能力を養うことを目的とする。その目的のために次の教育目標を掲げる。

- 1 保健・医療・福祉・文化の4つの角度から、高齢者・障害者の文化生活の創造に積極的にとりくむための基礎的態度と能力を養う。
- 2 介護とは何かを常に模索し、介護の対象となる人々のニーズの把握とともに、援助活動を実践する姿勢と能力を養う。
- 3 介護を必要とする人々のアセスメントと、介護計画、介護実践とそれらの評価ができる能力を養う。
- 4 地域社会における介護展開の必要性を捉え、他の関連職種との連携をとりながら、自らの介護の役割を理解し展開できる能力を養う。

地域看護学専攻科

人間愛に根ざした深い教養を持ち、生命尊厳を有する視野の広い看護者として、さらに基礎看護教育で学んだ知識・技術をもとに、保健師として創造的、主体的能力を修得できるように専門的知識・技術を学ばせ、地域の実情に合わせた地域保健活動の進展、向上に貢献する人材を育成することを理念とする。その目的のために次の教育目標を掲げる。

- 1 地域の健康問題を生活の場で把握し、適切な地域看護活動を展開する基礎的能力を養う。
- 2 地域住民の健康問題を組織的に解決する意義・必要性が理解でき、地域・職場・学校など集団間における連携や保健医療福祉の連携におけるコーディネイト能力を養う。
- 3 地域住民が自ら健康問題の解決のため社会資源の活用ができるよう支援する能力を養う。
- 4 地域看護の発展・向上のため、自ら研鑽するための研究的態度を養う。

iii 自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 短期大学の目的

本学では、昭和55年の開学時に基本的な方針を示した短期大学の理念を策定し、学則及び学生便覧に記載することによって、短期大学の目的を明示している。平成17年からはホームページ及び大学案内にも記載している。さらに平成8年の地域福祉学科の設置に伴い、文言の見直しを行ってその明確化に努めてきた。また、短期大学の理念に基づいて、各学科及び専攻科の理念を定め、学生便覧に記載している。

本学の理念は、「広く教養を高め、看護、介護及び幼児教育に関し、専門の知識と技能を深く教授研究し、良き社会人として、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成すること」を目的とするものであり、短期大学設置の目的に鑑み「深く専門の学芸を教授研究し、職業または実際生活に必要な能力を育成することを主な目的」とすることに対応していることから、本学の目的は学校教育法の定めに外れるものではない。

本学の目的及び目的に基づく具体的な教育内容を記載している学生便覧を、全教職員に配布することによって周知を行っている。

また、本学の目的及び目的に基づく具体的な教育内容を記載している学生便覧を、冊子として全学生に配布し、入学時のオリエンテーションに各学科においてこのことについて説明することによって周知を行っている。

本学の目的及び活動方針は、ホームページ及び大学案内に記載することによって、社会に対して公表している。

本学の目的の周知に関して、本学の理念は、専門的な職業に関連する資格・免許の取得を目的とした教育課程を具体的に表したものであり、教職員及び学生によく周知されているものとは考えているが、実際に把握されているかどうかについて具体的な調査を実施する必要があると認識している。

基準2 教育研究組織（実施体制）

本学の目的として掲げる「看護、介護及び幼児教育に関し、専門の知識と技能を深く教授研究し、良き社会人として、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成すること」に即して、3学科及び1専攻科を設置しており、それぞれ看護師国家試験受験資格（看護学科）、保育士資格及び幼稚園教諭2種免許状（幼児教育学科）、介護福祉士登録資格及び社会福祉主任用資格（地域福祉学科）、保健師国家試験受験資格（地域看護学専攻科）の資格・免許の取得するための法令上の指定・認定を受けている。そのための教育研究に係る組織を有している。また、全学科において教養教育が適切に行えるよう教養科が開学以来整備されているが、特に平成15年度からは教養教育委員会が設置されている。

運営体制としては、教授会が、教育活動に関して、教育職員の人事及び予算に関する審議権、教育研究、学籍の異動、試験及び単位の認定、厚生補導並びに賞罰等に関する議決権を有している。実際の教授会の運営においても教育活動に関する議題がその多くを占めている。さらに、教務委員会が、教育課程や教育方法等を検討する組織として機能している。構成員は教養科を含む各学科より1名の委員及び学務課長からなっている。会議は、原則的に毎月1回の定例会議が開会され、必要に応じて臨時の委員会が開催されている。

基準3 教員及び教育支援者

本学の教育課程を遂行するために法令等にのっとった教員組織が編成されている。

また、各学科・専攻科においては、各資格・免許に係る養成課程の指定規則等に基づいて教員を配置している。教員の年齢・性別構成は、編成上問題ないと考える。

教育活動の評価に関しては、教務委員会教育改善部会があり、教育活動に関する定期的な評価を実施している。教員の採用基準や昇格基準等は新見公立短期大学教員選考規程及び新見公立短期大学教員選考に関する申し合わせに明確かつ適切に定められ、教員の採用及び昇格時に組織される教員選考委員会及び教授会において適切に運用されている。

教育の目的を達成するための研究活動は、各専門性に基づき研究活動を実施している。今後とも基礎研究や担当科目に関する研究の努力が必要である。

教育課程を遂行するために必要な教育支援者として3学科とも専門職養成の学科で授業、演習、実習の授業形態をとっており、学内の教育と臨地実習場面での教育に不足がないよう非常勤助手を配置し配慮している。

また、平成16年度より実習場における指導者を学外実習指導講師として称号を授与し、実習指導者が教育に対する意識や学生への理解を深めるとともに本学と実習施設との連携を強める機会となっている。

基準4 学生の受入

本学では、教育の目的に沿って、求める学生像や入学選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーを明確に定め、学生募集要項に掲載し配布すること及び本学ホームページに掲載することにより公表周知している。これに沿って、各学科及び専攻科では多様な入学選抜方法を実施している。幼児教育学科では推薦入試（指定校、小論文選抜及びピアノ選抜）及び一般入試、看護学科では推薦入試（指定校を含む）、特別選抜入試（社会人及び帰国生）、一般入試及びセンター入試利用入試、地域福祉学科では推薦入試（指定校を含む）、特別選抜入試（社会人のみ）及び一般入試を実施している。専攻科では特別選抜入試及び一般入試を実施している。各入学選抜への出願者数、合格者数は、看護学科の帰国生特別選抜入試及び地域福祉学科の社会人特別選抜入試を除いて、毎年募集定員を上回っており、入学者数は入学定員にほぼ一致している。

運営体制としては、教授会の下に設置された入試委員会及び学長の下に設置された入試問題作成委員会において入試選抜の企画・準備等を行い、入試当日は学長を実施委員長とする全学の教職員によって実施される。合格者の決定は、各学科長及び専攻科長の提案に基づき、教授会で審議して決定している。緊急の場合には、学長、学生部長、入試委員長、入試主任、関係学科長が協議しこれに対応している。

実施状況については、実入学者数が、入学定員を20%以上超過したのは延べ2回のみであり、その他の年度では概ね10%以内の超過にとどまっている。また、実入学者数が、入学定員を下回った年度はない。

基準5 教育内容及び方法

各学科・専攻科とも、関連諸法令等および本学の教育目的に基づいて教育課程を編成しており、よき社会人としての教養教育と質の高い専門職としての専門教育のバランスに配慮した教育課程となっており、必要に応じて見直しを行っている。

授業内容は、教育課程編成の趣旨にしたがって編成されており、概ね充実しているといえるが、さらに各領域・各科目間における連携による改善が求められる。

各学科・専攻科における研究活動は、授業内容に相当程度反映されており、専門職養成に成果をあげている。他校との間の単位互換は地理的理由により実現しておらず、インターンシップは実施していないが、各学科・専攻科とも学外実習が、現場での学習や進路について考える機会になっている。卒業研究など、他短大にほとんど見られない、主体的な研究活動が行われており、専門職養成における成果が大きく、単位の実質化に寄与しているといえる。一方で、多様な学生の学習成果の確保と自主的な学習活動を促す取組みについては、今後さらに具体的に進めていく必要があろう。

授業形態は、講義・演習・実習が教育目的に照らして適切に配当・運営されており、バランスに配慮されて

いる。

シラバスは教育課程の編成の趣旨にしたがって作成されており、年度始めに学生に配布され、履修指導に活用されている。

実習室の開放や図書館の開館時間の延長により自主学習の時間の確保に努めているが、基礎学力が不足している学生への指導は部分的な取り組みにとどまっている。

成績評価基準、卒業認定基準および既得単位の認定は、学則に基づき実施しており、その内容は、学生便覧およびシラバスに明示されており、ガイダンス等において学生に周知している。

成績評価の妥当性を担保するための取り組みとして、異議申し立てのシステムを策定しているが、成績の分布などの分析によってより正確な履修状況の把握が必要である。

基準6 教育の成果

短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針については、課程ごとの教育目的及び教育目標または教育内容を具体的に定め、その中で身に付けるべき資質・能力や養成しようとする人材像について明示し、これを学生便覧に掲載して学生に示している。その達成状況の検証・評価については、試験・各種レポートによる評価（平成17年度からGPA評価を導入）によって行い、総合的な達成状況検証・評価のための取組としては、幼稚教育学科では「総合研究」（卒業研究）及び表現発表会（「地域とつくるにいみこどもフェスタ」）、看護学科では「看護研究」（卒業研究）及び「到達度試験」、地域福祉学科では「地域福祉研究」を実施している。

教育の効果や成果については、各学科とも単位修得、卒業、資格・免許の取得状況から、十分に達成されていると認識している。特に幼稚教育学科では、表現発表会として「にいみこどもフェスタ」を実施しているが、この取組については文部科学省平成16年度「特色ある大学教育支援プログラム」に採択され、地域・社会に広く認知され高い評価を得た。

教育の効果や成果の達成に関する学生自身の判断については、学生による授業評価に関して学生の多くは受講することに意義があったと回答している。また、平成16年度に全てのカリキュラムを修了した卒業予定者を対象に、在学中の満足度を調査したところ、授業に対する総合的な満足度は、学科によって89.8%～75.4%であった。

就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果については、各学科及び専攻科とも、進学者または卒業者のほとんどは関連分野への進学または学科等で取得できる免許・資格を必要とする職種に就職している。例えば各学科及び専攻科の卒業（修了）後の進路において、過去5年間の就職者について、看護学科では98%が看護師として、幼稚教育学科では98%が保育士または幼稚園教諭として、地域福祉学科では95%が介護福祉士として就職している。

卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組については、各学科において、「卒業生と語る会」などの取組をとおして卒業生の意見を聴取しているほか、学報「まんさく」の同窓会のコーナーに卒業生のコメントが寄せられている。看護学科においては、過去にカリキュラム改正の基礎調査として卒業生を対象に調査を実施した。

基準7 学生支援等

授業科目等の選択の際のガイダンスについては、入学時に全入学生対象の合同ガイダンス及び学科別ガイダンス、年度当初に学科別ガイダンスを実施している。進路・学習相談、助言については、クラス担任制を採用

し、各クラス（各学年1クラス）に担任・副担任教員を配属し、学生に対して学習・進路等に関する全般的な助言・指導を実施しているほか、全学生と個別面接を実施し、学習・生活・進路に関する状況を聴取し、相談に応じ、必要な情報提供・指導を実施している。科目担当教員による学習指導・助言体制に関しては、従来からシラバスに各教員のメールアドレスを公開し、学生が自由に教員に質問・相談できる環境を整備してきたところであるが、平成17年度からはこれらを一層明確にすることを目的にオフィスアワーを実施し、指定時間に必ず研究室に在室することを義務づけることとした。

学習支援に関するニーズの把握については、本学では、概ね5年ごとの学生生活実態調査、毎年実施する学生による授業評価及び卒業時満足度調査を多角的に実施することによって学習支援に関するニーズを把握している。

特別の支援を行うことが必要と考えられている者への学習支援については、特に看護教育における社会人入学制度による入学生について年齢を考慮した進路指導が必要であり、担任教員による面接等で修学における困難点などに対して助言している。

自主学習環境の整備については、学生会館の和室及び会議室、講義室及びゼミ室、並びに情報処理教室について、学生の自主学習のために利用することを認めている。また、これらの設備を多くの学生が利用し、図書館閲覧室においても多くの学生が自主学習を行っている。

学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスマントの相談等のために、必要な相談・助言体制については、クラス担任教員及び副担任教員による生活・進路相談を中心として、保健相談員による健康相談、学外相談員（精神科医師）による専門的カウンセリング、セクシュアル・ハラスマント相談員による相談等が実施されている。

生活支援に関するニーズの把握については、平成14年3月に生活支援等に関する学生のニーズを含む全般的な学生生活実態調査を実施し、教室等開放時間の延長や学生会館使用法の整備などの学内規則の改善をおこなった。各種相談制度及び卒業時満足度調査で明らかになった学生のニーズは、学生生活委員会またはその他の委員会に報告されている。また、学生自治団体である学友会役員と学生部及び学生生活委員会との定期的会合を毎年2回程度実施している。

学生の経済面の支援については、日本学生支援機構の奨学金について、過去3年間で内示数に対して100%が認可されている。また、本学独自の貸付制度である小田琢三奨学金についても有効に利用されている。授業料減免については、過去5年間において申請数（60件）の75%が免除されている。

基準8 施設・設備

本学では、教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備として、講義室、看護・介護教育のための実習室及び演習室、幼児教育のための図工・音楽教室及びリズム教室、調理施設を備えた栄養実習室、情報処理教室、図書館等を設置し、各学科及び専攻科の授業等に活用している。

本学における教育内容、方法や学生のニーズに対応して、情報処理教室で60台、進路情報室で4台、図書館で3台のパソコンを学生の利用に開放している。専攻科学生には、在学中に各自1台のノート型パソコンを貸与している。これらのパソコンは、いずれも学内の情報ネットワークに接続されている。これらの端末は、学内専用ウェブサイト、ウェブメールサーバの利用が可能であるほか、インターネットにも自由にアクセスできる環境を整備している。教務システムを整備し、履修登録、単位修得状況及び試験成績を端末から閲覧できるシステムを整備している。学生全員にアカウント、パスワード及びメールアドレスを発行し、学内及び学外端末からウェブメールサーバを利用して電子メールの送受信が可能である。

講義室等、情報処理教室、体育館、学生会館、保健室等の施設設備の運用に関する方針については、その基

本方針を定め、その内容を学生便覧に記載する等の方法で周知している。

図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料については、各学科の専門性を反映した内容で、十分に整備されている。図書館の蔵書冊数は 62,003 冊（和書 57,037 冊、洋書 4,966 冊）、購読雑誌 84 種（和書 60 種、洋書 24 種）、新聞は 8 種、視聴覚資料については、VTR 931 本、DVD 65 件、CD 49 件、紙芝居および大型絵本 11 件である。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料の収集と蓄積については、日常的に学務課において記録を収集して蓄積しているほか、教員が実施する教育活動については、学生の履修状況を含め、電算化された教務システムに電磁記録として蓄積され、必要に応じて各種の集計に利用することが可能である。学生の意見聴取については、学生生活実態調査、学生による授業評価、卒業時満足度調査、学友会役員と学生部教職員との懇談会が実施されている。その内容は、関係委員会（教務委員会、学生生活委員会、教務委員会教育改善部会等）または事務部局で検討し、教育の状況に関する自己点検・評価に適切に反映されている。学外関係者の意見については、卒業生、学生の就職先を含む学外実習施設関係者、同窓会役員、後援会役員から教育の状況に関する意見を聴取し、その内容は自己点検・評価に適切な形で反映されている。

評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムとしては、主として各学科会議において審議され、必要があれば教授会に対して教育課程の見直しや教員組織の構成の変更を提案するなどの取組を実施している。看護学科では、点検評価の結果を踏まえて平成 17 年度より教育課程の一部を改正して実施している。評価結果に基いて、各教員は、独自に授業内容、教材、教授技術等の改善に努めているほか、各教員または教員が共同で演習時のワークブックなど教材の開発、教授技術及び教育方法の改善等を研究課題として取り上げ、研究論文として発表するなどして継続的に改善を図っている。

本学における FD 活動としては、平成 15 年度から年 1 回の FD 集会が開催されている。教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等としては、学務課に所属する事務職員の研修については、年に 1 回開催される中国・四国地区学生指導職員研修会（平成 13 年以前は中国・四国地区厚生補導職員研修会）に 1 人ないし 2 人を派遣し、研修を受けている。看護学科及び地域福祉学科については、年に 1 回学外実習施設等における指導者の連絡会議を開催し、その機会に研修会を行っている。

基準10 財務

短期大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤に関し、資産については逐次校舎・設備等の改築を進めており、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。また、平成 17 年度末借入残高は、新見市の資産総額に対して過大ではない。経常的収入については、学生からの授業料及び短期大学設置者からの分担金により経常的収入を確保している。また、年間の歳入歳出予算については、法令に基づいて議会の承認を経て執行している。また、歳入歳出決算についても、議会に報告し承認を得ている。これらは、全て議会終了後、法令に基づき告示により住民に周知されている。

過去 5 年間の收支は単年度黒字であり、歳入総額の 2~3% の額が翌年度へ繰越財源として繰越されている。また、公債費支払状況について、歳出総額に占める公債費の割合は平成 13 年度の 10.5% から平成 16 年度 13.7% に推移している。これらから毎年繰越財源がでており、また歳出総額に占める公債費の割合も適正な範囲内であることから、過大な支出超過とはいえない。

教育研究活動に対する資源配分については、予算の範囲内で緊急度の高いものから順次配分対応している。会計監査等については、議会選出の監査委員 1 名と学識経験者の監査委員 1 名の 2 名で毎年定期監査を行つ

ている。また、監査委員の指摘事項については、改善に努めている。

基準 11 管理運営

管理運営のための組織及び事務組織としては、教育研究組織である各学科に学科長、教養科及び専攻科に科長を置き、事務組織に事務局長及び事務職員 7 人を配置して管理運営に当たっている。教育研究組織との連携を緊密にすることを目的として、学生部、学務課及び図書館には教員の身分をもつ管理職を併任している。学内における意志決定機関として教授会が、その下部機関として各種委員会が設置されている。また、各学科に学科会議、教養科会議及び専攻科会議が設置されている。定例教授会は原則として月 1 回開催され、その他入学試験実施後の合格者決定教授会、入学式前の入学者決定教授会、卒業・修了者決定教授会が開催され、必要に応じて臨時教授会が開催されている。これらの各種委員会、学科会議、事務局等において学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されている。

監査については、地方自治法の規定に基づき監査委員が置かれ（議会選出 1 人、学識経験者 1 人）、毎月出納検査が、定期監査が年 1 回行なわれている。

事務職員の研修については、全国公立短期大学協会が毎年実施している事務局職員研修に参加し資質の向上に努めている。また、学務課職員については、「中国・四国地区学生指導職員研修会」に派遣し、必要な研修を行っている。

管理運営に関する方針について、組織及び事務分掌については、「新見市事務分掌規則 第 4 章 短期大学」（第 15~21 条）に、教授会等の職責については「新見公立短期大学学則」（新見市規則）にそれぞれ明示されている。

管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針については、学長の選任については「新見公立短期大学学長選考規程」、学科長の選考については「新見公立短期大学学科長選考規程」、学生部長、学生部次長、学務課長の選考については「新見公立短期大学学生部長選考規程」、図書館長の選考については「新見公立短期大学図書館長選考規程」を定めている。

短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報の蓄積及び構成員のアクセスについては、構成員に配布されている学生便覧及び学内ホームページに掲載され、計画、活動状況が審議される教授会については、毎回その議事要旨が作成され、総務課内に永年保存されるとともに、教職員全員に配布されている。委員会の活動については、それぞれの事務分掌に従って事務局に保存されるとともに、主要な内容については、教授会で報告され、教授会議事要旨に掲載されている。これらは、必要により教職員が閲覧することができる。

短期大学の自己点検・評価については、平成 7 年度に学則を改正し、学則に基づいて自己点検・評価委員会を設置し、これに基づいて自己点検評価を実施した。これらはその都度冊子として学内の全教員に配布するとともに、関係事務部局に保管し、また図書館に所蔵して、学生等に公開しているほか、公立短期大学協会加盟の短期大学及び岡山県内の関係大学にも送付した。さらに、平成 15 年度には、学外の有識者を評価委員とした外部評価を実施し、その内容を自己点検・評価報告書としてまとめて公表した。

iv 自己評価書等リンク先

新見公立短期大学のホームページ及び機構に提出した自己評価書本文については、以下のアドレスからご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

新見公立短期大学 ホームページ <http://www.niimi-c.ac.jp/>

機構 ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/
hyoukahou200603/tandai/
jiko_niimitandai.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200603/tandai/jiko_niimitandai.pdf)

自己評価書に添付された資料一覧

基 準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1－1	新見公立短期大学学則
	1－2	学生便覧
	1－3	大学案内
基準2	2－1	学生便覧
	2－2	学修ハンドブック
	2－3	新見公立短期大学教養教育委員会規程
基準3	3－1	新見公立短期大学教員選考規程
	3－2	新見公立短期大学教員選考に関する申し合わせ
	3－3	学生による授業評価 VOII. 2 2003 年度
	3－4	新見公立短期大学学外実習指導講師称号授与規程
基準4	4－1	学生募集要項
	4－2	専攻科学生募集要項
	4－3	府県別高校訪問一覧
	4－4	出身高校の所在地別入学者数
	4－5	学生受入れ状況
	4－6	日程表（入試問題作成）
	4－7	入学者選抜試験実施要項
	4－8	新見公立短期大学学則
	4－9	自己点検・評価報告書 第1回 学生生活実態調査
	4－10	新見公立短期大学在学生の受験動向（『新見公立短期大学紀要』25:195-204, 2004）
基準5	5－1	学生便覧
	5－2	学修ハンドブック
	5－3	看護学科教育計画（科目構成図）
	5－4	教育内容（授業科目）の概要
	5－5	2004 年度新見公立短期大学幼児教育学科課外活動扱い学生ボランティア活動一覧
	5－6	看護学臨地実習要項
	5－7	学生に期待する臨地実習での学びーその1 臨床指導者と教員の期待内容の違い（『新見女子短期大学紀要』18:73-81, 1997）
	5－8	学生に期待する臨地実習での学びーその2 臨床指導者と教員の討議のまとめ（『新見女子短期大学紀要』18:83-92, 1997）
	5－9	「The Nursing College Seminar」リーフレット
	5－10	『介護実習の手引き』
	5－11	学生による授業評価 VOII. 2 2003 年度
	5－12	新見公立短期大学看護科学生の高等学校における理科履修科目と生物学の基礎知識に関する調査の試み（『新見公立短期大学紀要』24:113-120, 2003）
	5－13	「介護技術試験サポート表」
	5－14	専攻科と基礎となる学科等との関連図

	5－1 5	公衆衛生看護学実習要項
基準6	6－1	学生便覧
	6－2	地域と創るにいみこどもフェスタ
	6－3	卒業時到達度試験
	6－4	『卒業時満足度調査』
	6－5	「ブティ・コンセール（小さな音楽会）」
	6－6	在学状況
	6－7	学生による授業評価 VOII. 2 2003年度
	6－8	卒業後の進路状況
	6－9	卒業生と語る会
	6－1 0	学報『まんさく』
	6－1 1	新カリキュラム実施後の本学卒業生の基礎看護技術の到達度—卒後3ヶ月から2年の変化の中間報告—（『新見女子短期大学紀要』16:65-81, 1995）
	6－1 2	卒業後における援助技術論演習の活用度と教育上の課題（『新見公立短期大学紀要』21:91-99, 2000）
	6－1 3	卒業生と語る会
	6－1 4	外部評価報告書及び外部評価資料 2003年度
基準7	7－1	学生配付資料（ガイダンス時）
	7－2	学生便覧
	7－3	学修ハンドブック
	7－4	進路のてびき
	7－5	平成17年度時間割（看護学科3年次生）
	7－6	オフィスアワーライフ表（平成17年度前期）
	7－7	自己点検・評価報告書 第1回 学生生活実態調査
	7－8	学生による授業評価 VOII. 2 2003年度
	7－9	『卒業時満足度調査』
	7－1 0	学生用ITマニュアル、新見公立短期大学情報システム概念図
	7－1 1	新見公立短期大学学友会会則
	7－1 2	新見公立短期大学特別会計予算内訳
	7－1 3	新見公立短期大学後援会総会資料
	7－1 4	学生教育研究災害傷害保険保険料分担金受領書
	7－1 5	「新見公立短期大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程」、「新見公立短期大学セクシャル・ハラスメント相談員に関する規程」
	7－1 6	奨学金支援状況
	7－1 7	新見公立短期大学条例施行規則
	7－1 8	小田琢三奖学基金設置規則
基準8	8－1	学生便覧
	8－2	新見公立短期大学校舎等平面図
	8－3	新見公立短期大学施設概要
	8－4	学生用ITマニュアル、新見公立短期大学情報システム概念図
	8－5	図書館利用案内

	8－6	図書館利用状況
	8－7	視聴覚資料の活用状況
基準9	9－1	外部評価報告書及び外部評価資料 2003 年度
	9－2	卒業生と語る会
	9－3	学報『まんさく』
	9－4	2005 年度看護学科運営について
	9－5	学生による授業評価 VOII. 2 2003 年度
	9－6	2004 年度 F D 活動の概要
	9－7	中国・四国地区学生指導職員研修会修了者名簿
基準10	10－1	新見公立短期大学校舎等平面図
	10－2	起債償還台帳
	10－3	市報にいみ
	10－4	阿新広域事務組合定期監査結果報告書
基準11	11－1	新見市事務分掌規則
	11－2	運営組織図
	11－3	新見公立短期大学学則
	11－4	中国・四国地区学生指導職員研修会修了者名簿
	11－5	公立短期大学事務職員中央研修会
	11－6	外部評価報告書及び外部評価資料 2003 年度

長野県短期大学

目 次

I 認証評価結果	63
II 基準ごとの評価	64
基準1 短期大学の目的	64
基準2 教育研究組織（実施体制）	65
基準3 教員及び教育支援者	67
基準4 学生の受入	70
基準5 教育内容及び方法	72
基準6 教育の成果	77
基準7 学生支援等	79
基準8 施設・設備	82
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	84
基準10 財務	87
基準11 管理運営	89
選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	92
<参考>	95
i 現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	97
ii 目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	98
選択的評価基準に係る目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	99
iii 自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	100
iv 自己評価書等リンク先	105
自己評価書に添付された資料一覧	106

I 認証評価結果

評価の結果、長野県短期大学は、大学評価・学位授与機構が定める短期大学評価基準を満たしていると判断する。

当該短期大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 多様な科目的履修を望む学生のニーズに応えるべく、「全学共通科目」に「専門開放科目」という区分を設け、他学科・専攻の「専門教育科目」を履修できるようにし、また、「第二外国語科目」に「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「ハングル」を開設するなど、教養教育の充実が「全学共通科目運営委員会」のもとで図られている。
- 付属幼稚園を有しており、学生の教育研究活動に有效地に活用され、また、付属幼稚園教諭は長野県知事の発令により助手又は副手を兼務し、教育実習に当たって付属幼稚園の現職教諭が学生指導の支援等を行う体制を構築している。
- 共同研究室には、学生が自由に使用できる情報機器や専門書等が整備されており、発表資料の作成や情報検索等に有效地に利用されるとともに、学生と教員との交流の場としても有效地に機能している。

当該短期大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 施設全体としてバリアフリー化が十分ではないので、早期に対応する必要がある。

◆ 選択的評価基準の評価結果

「選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」においては、目的の達成状況が良好であると判断する。

当該選択的評価基準における主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 地域貢献という短期大学の目的を達成するために、自らの人材及び機能を活用し、県や地域住民等と共同して、出前講座、市民カレッジ、県民カルチャー自主講座等の「教育サービス」に積極的に取り組んでおり、とりわけ出前講座は高い評価を得ている。

II 基準ごとの評価

基準1 短期大学の目的

- 1-1 短期大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、短期大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、短期大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

長野県短期大学条例第2条において当該短期大学の基本的な設置目的が定められている。それに沿って当該短期大学の目的は（1）国際化し多元化する地域に貢献できる（県民の生活及び文化の向上に寄与する）人材の育成（2）個性を重んじる、きめ細やかな少人数教育（3）現代的ニーズに応え得る教養教育とより質の高い専門教育とを提供する、地域に開かれた総合短期大学の3点と定められている。

これらのことから、短期大学の目的が、明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第69条の2に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

長野県短期大学条例第2条には「県民の生活及び文化の向上に寄与することを目的として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究することにより、優れた人材を育成するため、長野県短期大学を長野市に設置する」と定められている。

これらのことから、当該短期大学が定める目的が、学校教育法に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1-2-① 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該短期大学の目的は、『長野県短期大学規程集』、『学生便覧』、『大学案内』、ウェブサイトに掲載され、教職員は説明会・オープンキャンパス等で短期大学の目的について説明している。また学生には、『学生便覧』が配布され、周知が図られている。

これらのことから、目的が、構成員に周知されていると判断する。

- 1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

当該短期大学の目的は、『長野県短期大学規程集』、『学生便覧』、『大学案内』、ウェブサイトに掲載されている。『大学案内』は、県内の公立・私立すべての高等学校（109校）に送付され、大学説明会、オープンキャンパス、業者主催の進学ガイダンス、高等学校訪問において配布されている。

これらのことから、目的が、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 短期大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織並びに教養教育の実施体制）が、短期大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該短期大学は、文学科（国語専攻・英語専攻）、教養学科、生活科学科（食物栄養学専攻・生活科学専攻）、幼稚教育学科で構成されていたが、社会的ニーズに応えるため、平成16年度に文学科と教養学科を統合し、多文化コミュニケーション学科（国際地域文化専攻・英語英米文化専攻・日本語日本文化専攻）を設置した。また、生活科学科食物栄養学専攻を健康栄養専攻、生活科学専攻を生活環境専攻と改称し、現在は幼稚教育学科と合わせて3つの学科で構成されている。

上記の学科構成は（1）国際化し多元化する地域に貢献できる（県民の生活及び文化の向上に寄与する）人材の育成（2）個性を重んじる、きめ細やかな少人数教育（3）現代的ニーズに応え得る教養教育とより質の高い専門教育とを提供する、地域に開かれた総合短期大学 という目的と整合している。

これらのことから、学科の構成が適切であると判断する。

- 2-1-② 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

教養教育を適切に行うための仕組みとして、教授会の下に「全学共通科目運営委員会」が設置され、全学共通科目の運営に関する重要事項の調査、検討が行われている。この委員会は、全学共通科目の4つの科目区分（新入生ゼミナール科目・総合教育科目・外国語科目・保健体育科目）それぞれの担当教員から選出された4人と事務局教務課長の計5人で構成されており、平成16年度は5回開催し、平成17年度も7月までに3回開催されている。

これらのことから、教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能していると判断する。

- 2-1-③ 専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

専攻科の構成について、当該短期大学は、地域における育児支援体制をリードする“保育のスペシャリスト”的育成をめざし、現場に密着した高度な実践力を持つ“質の高い保育者”を保育の現場に送り出すことを目的として、平成16年度に専攻科幼稚教育学専攻を設置し、平成18年度から学生を受け入れることとしている。

当該専攻科の設置によって、平成16年度以降に幼稚教育学科に入学した者は、専攻科に進学することで、幼稚園教諭二種免許に加え、保育士の資格が取得できることとなった。2年間という期間で両方の資格を取得するには、カリキュラムが過密になることから、「専門的知識・技術を持った人間性豊かな保育者」の養成をめざして幼稚教育学科と専攻科幼稚教育学専攻（1年）とを併せた3年間で、保育士を養成することとしている。

これらのことから、専攻科の構成が適切であると判断する。

2-1-④ 別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし。

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなつてているか。

該当なし。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教授会の役割や組織については、「長野県短期大学学則」や「長野県短期大学教授会規程」に基づいて整備され、「教育及び研究施設の設置改廃」、「教育課程及びその履修」、「学生の生活指導、厚生及びその身分に関する重要事項」、「科目等履修生、特別聴講学生及び公開講座」に関すること等、教育活動に係る重要な事項を審議するものとされている。

教授会は、月に1～2回の割合で定期的に開催し、この他に、緊急の議題が発生した場合には臨時教授会を開催することとしている。教育活動の審議において、学生の入学及び卒業に関する事項等については、出席者の3分の2以上の多数をもって決するとしている。議事録から実質的な審議がなされていることも確認された。

これらのことから、教授会等が、教育活動に係る重要な事項を審議するための必要な活動を行っていると判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育課程や教育方法等の検討は、「長野県短期大学教務委員会規程」に基づいて各学科・専攻から選出された6人、全学共通科目運営委員会から選出された1人、事務局教務課長の計8人で構成された教務委員会において行われている。平成16年度は22回、平成17年度は7月末までに7回開催されており、議事録からも、教育課程に関する実質的な審議が行われていることが確認できた。さらに、教務委員会とは別に全学共通科目運営委員会、中等教育教職課程委員会、司書科目運営委員会が設置されている。

これらのことから、教務委員会等の組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「全学共通科目運営委員会」が教務委員会とは別に設置され、計画の立案や実際の運営に当たるなど、教養教育を適切に行うための全学的な取組が行われている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 3-1-① 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。
教員組織は、長野県組織規則第5款（短期大学）の第239条により基本的方針が定められ、教授16人、助教授14人、専任講師7人及び助手8人で構成され、教育公務員特例法に基づき任用（採用・昇任）方針が規定されている。教員人事においては魅力・活力ある学科・専攻を構成する教員組織をめざし、年齢構成が偏らないことや専門分野が重複しないことを考慮している。特に、採用人事を行うときは、教育課程や免許・資格に関するカリキュラムの在り方等様々な角度から教員組織の編成を考慮し、前任者の専門にこだわらない柔軟さで後任者を選考している。

これらのことから、教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

- 3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。
教育課程は、3学科と1専攻科を基本に編成しており、それに中学校教諭・幼稚園教諭・司書教諭の免許取得と栄養士・図書館司書・保育士の資格取得に関する教育課程を加えている。
各学科の必修科目等の主要科目はおおむね専任教員が担当しており、「教員組織編成の基本的方針」に照らして、必要な教員が確保されている。また、「付属幼稚園教諭の本学への併任に係る申合せ事項」を定めており、付属幼稚園教諭は長野県知事の発令により助手又は副手を兼務し、教育実習に当たって現職教諭が学生指導の支援等を行う体制を構築している。

これらのことから、必要な教員が確保されていると判断する。

- 3-1-③ 各学科に必要な専任教員が確保されているか。
各学科の助手を除いた教員数は、多文化コミュニケーション学科20人、生活科学科11人、幼児教育学科6人であり、短期大学設置基準に定められた教員数を超える数の専任教員が確保されている。また、各学科の必修科目等の担当教員が専任で確保されている。

これらのことから、各学科に必要な専任教員が確保されていると判断する。

- 3-1-④ 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。
教員採用に関しては完全な公募制が採られており、各種規程に加え、「任用人事に関する申し合わせ事

項」、「外国人教員に関する申合せ事項」等を整備することにより教員組織の活動を活性化するための取組が行われている。

年齢構成については、40歳代及び50歳代の教員がやや多い。性別については、採用時に性別にかかわらず応募者の中から最適の者を採用することとしており、男性27人、女性10人という構成である。また、外国人教員は任期を定めずに任用することが可能になり、現在は2人の外国人教員を任用している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用基準や昇格基準等は、「任用人事に関する申し合せ事項」、「任用人事に関する覚え書」により明確に定められている。「任用人事に関する申し合せ事項」は、研究・教育業績及び大学運営・地域貢献等について教授・助教授等の職階にふさわしい採用・昇格基準や、公募制による選考手続等を定めている。「任用人事に関する覚え書」は、特に研究業績評価の対象や目安を詳細に定めている。

教育上の指導能力に関しても、シラバス等の教育実績を示すデータを参照するほか、授業のプレゼンテーションを行った例もあり、配慮がなされている。運用については、人事委員会（全教授で構成）の下に4人で構成する審査委員会を設置し、そこで絞り込んだ候補者について人事委員会において審査を行うとともに、投票により最終候補者を決め、教授会で採用予定者を決定している。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

教員の教育活動に関する評価は、平成7年から平成15年までは「自己点検・評価委員会」が行い、平成16年度はその委員会を拡張した「大学評価委員会」が所掌した。平成17年度からは、授業内容・方法を改善・向上させるための取組を定期的に行うために、大学評価委員会から独立した「ファカルティ・ディベロップメント（以下、FD）委員会」を新たに設置している。最近では、平成15年度に「満足度調査」を実施し、平成16年度の前期と後期に「学生による授業評価」を実施している。また、授業評価に対して、教員が自己分析・改善の意見・方法などのコメントを記している。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能していると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。

多くの教員が担当する授業内容と密接に関連する研究を行っている。研究活動と授業科目の関連の例として、「長野県の大地主の株式投資と地域経済の発展に関する研究」→「地域経済史」、「シェイクスピアを中心としたエリザベス朝およびジェームズ朝の演劇の研究」→「イギリスの文化」、「国語教育と近代日本語の成立と普及に関する研究」→「日本語の世界」、「機能性食品成分の生理効果に関する研究」→「臨床栄養学」、「日常生活の場における各種環境因子の実態研究」→「生活環境科学概論」、「日本の幼稚園、保育所における保育の内容とカリキュラムの歴史的、実践的研究」→「幼児教育課程論」などを挙げることができる。

これらのことから、教育内容等と相関性を有する研究活動等が行われていると判断する。

- 3-4-① 短期大学において編成された教育課程を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

常勤事務職員 12 人のほか、図書館司書 1 人、ヘルパーと呼ばれる臨時雇用の非常勤職員 15 人が各学科・専攻及び付属図書館に配置され、実験・実習の補助など教育支援者として適切な活動を行っている。職員の職務分掌は明確に規定されており、必要な職務分担がなされている。事務職員に対する「満足度調査」の結果も良好である。

これらのことから、教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「付属幼稚園教諭の本学への併任に係る申合せ事項」を定めており、付属幼稚園教諭は長野県知事の発令により助手又は副手を兼務し、教育実習に当たって現職教諭が学生指導の支援等を行う体制を構築している。
- 教員の採用基準や昇格基準等が、「任用人事に関する申し合わせ事項」、「任用人事に関する覚え書」等により明確に定められ、適切に運用されている。
- 臨時雇用の非常勤職員が各学科・専攻及び付属図書館に配置され、実験・実習の補助など教育支援者として適切な活動を行っている。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。
学科・専攻ごとの教育目的に沿って、「長野県短期大学の教育目的とアドミッション・ポリシー」を総務委員会において定めている。これらは『大学案内』に掲載され、出願資格や選抜方法は『平成18年度学生募集要項』に掲載されている。また、ウェブサイトにも掲載され、平成16年5月以降、平成17年6月までに6万件以上のアクセスがあった。さらに、教職員の高等学校への訪問時やオープンキャンパスでは、『大学案内』等が高校生に配布されている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。
当該短期大学は「推薦による選抜」、「社会人特別選抜」、「学力検査による選抜」の3種類の入学試験を実施してきた。さらに平成18年度入試から大学入試センター試験の成績による選抜を加え、アドミッション・ポリシーに沿った多様な選抜方法を採用している。平成13年度から平成17年度までの5年間で「推薦による選抜」では平均1.7倍から1.9倍、「学力検査による選抜」でも平均4.4倍から5.1倍の倍率があり、また、学生の就学状況、卒業に至る経過、自己点検・評価による「満足度調査」「授業評価」等から判断して、学生の受入方法が実質的に機能しているといえる。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

- 4-2-② アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

社会人の受入については、学力検査による選抜のアドミッション・ポリシーを準用して「社会人特別選抜」を実施しており、『学生募集要項』やウェブサイトにも掲載されている。選抜方法は小論文と面接であり、過去の小論文課題は公表されている。

これらのことから、社会人の受入等に関して適切な対応が講じられていると判断する。

- 4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜は入試委員会が中心となり、問題作成・検討・印刷、当日の運営、データ処理など全ての面において全教職員による協力体制で取り組んでいる。『平成17年度入学者選抜試験実施要項（教職員用・アルバイト学

生用)』、『平成17年度入学試験監督要領』等を作成し、実際の入学者選抜が実施されている。

また、入試委員会委員の構成と選出方法、問題作成と保管・印刷方法、実際の試験監督要領、試験終了後のデータ処理方法、合否判定の手続き及び『学生募集要項』に掲載された選抜結果の発表と自己情報開示請求等に関する記述などから、入学者選抜が公正に実施されているといえる。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入試委員会で入学者選抜状況を検証し、次年度以降の選抜に活用している。また、英語英米文化専攻では入学後の修得単位や成績について追跡調査を行うなど、アドミッション・ポリシーに沿った学生が受け入れられているかを検証する取組が行われている。それらの検証結果に基づき、平成18年度からの大学入試センター試験の成績による選抜という新たな選抜方法の導入が図られた。

これらのことから、学生の受入についての検証が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

各学科では、平成13年度から平成17年度までの5年間、入学定員を若干上回る人数を受け入れており、かつ、実入学者が入学定員を下回った年度はない。また、辞退者が出た場合は、補欠合格を行って実入学者数が調整されている。

これらのことから、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 明確なアドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者選抜方法を導入し、またその結果を検証することにより、学生受入方法の改善が行われている。

基準5 教育内容及び方法

(準学士課程)

5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専攻科課程)

5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-6 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。

5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<準学士課程>

5-1-① 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

教育課程は「全学共通科目」と「専門教育科目」で編成され、「全学共通科目」は、「新入生ゼミナール科目」、「総合教育科目」、「外国語科目」、「保健体育科目」、「専門開放科目」で構成されている。また、「外国語科目」に「英語科目」と「第二外国語科目（ドイツ語、フランス語、中国語、ハングル）」を設けるなど、多彩な科目を開設し、教養教育の充実が図られている。

「専門教育科目」については、各学科・専攻とも、その特色を明示するような幅広い科目を開設しており、それぞれの教育目的を達成するための取組であるといえる。また、多文化コミュニケーション学科では「学科共通選択科目」を設けて専門教育における専攻間の連携を図るなど、工夫が見られる。

平成16年度に実施した学科・専攻の改組、新たな免許・資格取得課程及び専攻科幼児教育学専攻（1年制）の保育士養成課程を視野に入れて、全学的に教育課程を刷新し、教養教育と専門教育、及び必修科目と選択科目のバランスも含めてその体系性を確保している。

これらのことから、授業科目が適切な配置となっており、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

「全学共通科目」については、高等学校教育から大学教育への橋渡しがスムーズに行えるよう、基礎的な授業科目を配置し、準学士課程としての専門性を深めていくための学習・研究活動に必要となる基礎的知識の修得を図るとともに、課題解決に取り組めるような教養を深めることを目標としている。

「専門教育科目」については、教養教育と専門教育のバランスを図りつつ、各学科・専攻の専門性を踏まえた知識・技能が修得できる教育科目と、その周辺で必要な幅広い授業科目が開設されており、その内

容は各学科・専攻の目的を達成するための教育課程編成の趣旨に適うものとなっていることが『平成17年度授業科目概要』の内容や学生へのアンケート調査結果から確認できる。

これらのことから、授業の内容が教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

- ・ 5－1－③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなつて
いるか。

研究成果がまとめられた出版物、教科書・参考書、当該短期大学紀要、『授業科目概要』等から、教員の主たる研究分野と教育内容との間に関連があることが確認できる。特色ある取組の事例としては、幼児教育学科で、保育に関する研究成果をまとめた書籍（『よりそって子育て』2000年、『“子ども・子育て”最前線—長野県短期大学幼児教育学科からの提言—』2004年）を発行し、教科書として採用している。これは、幼児教育学科各教員の研究内容が教育の目的に沿って関連付けられており、そのことを学生に直接伝える一助となっている。

これらのことから、授業の内容が研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

- ・ 5－1－④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他短期大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

多様な科目の履修を望む学生のニーズに応えるべく、平成14年度より「共通教養科目」に「専門開放科目」を設け、他学科・専攻の専門教育科目を履修できるようにし、修得した単位は卒業単位に含めることができるようとした。この趣旨は現行の「全学共通科目」に引き継がれており、各学科・専攻では6～8単位という上限を設けて卒業単位に含めることができる。

また、特別講義を年複数回開講し、専任教員ではカバーできない分野について授業を行っている。さらに平成16年度より、司書資格並びに学校図書館司書教諭免許を取得できるようにし、学生の資格・免許取得志向の高まりに応えている。

他機関との協定については、平成17年度より長野市内の高等教育機関との単位互換協定を締結している。また米国ミズーリ州立大学セントルイス校と編入学協定を締結しており、現在、英語専攻卒業生2人が留学中である。

これらのことから、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

- ・ 5－1－⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の修得計画や履修方法については、入学時の全学共通のオリエンテーションや各学科・専攻のガイドにおいて『学生便覧』を用いて学生に周知しているが、さらに1年次の前期に「新入生ゼミナール」を開講して詳細な指導を行うことにより、主体的な学習を促している。『専攻ハンドブック』を作成して、学生が個々の学習目標に沿って科目やコースの履修ができるように配慮している専攻もある。

また、付属図書館、情報演習室及び教室は、平日以外にも利用が可能となっているほか、各学科・専攻の共同研究室も20時まで利用可能となっており、学生に予習・復習の機会を与えている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

- 5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし。

- 5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）

全学共通科目においては、「総合教育科目」における講義、「外国語科目」における演習、「保健体育科目」における講義・実技の他、「新入生ゼミナール科目」や「総合演習」等を開講することによって、講義形式以外の少人数教育、討論型授業、フィールド型授業が行えるような工夫がなされている。

また、授業形態の組合せは各学科・専攻においても工夫されており、多文化コミュニケーション学科には、少人数教育、対話・討論型授業、情報機器の活用による演習形式の授業が配置され、生活科学科や幼児教育学科には、演習、実験、実習科目が重点的に配置されている。

講義形式が多く採用されるがちな学科でも、対話・討論型授業や情報機器の活用など、演習形式の授業が行われており、さらに、学生のニーズに対応するため、DVDやビデオ等の視聴覚教材を用いたり、パソコンによるスライド上映を行ったりする授業形態も採用されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスは適切であり、教育内容に応じた学習指導法の工夫がなされていると判断する。

- 5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは平成17年度分より携帯しやすくするため2科目につき1ページを充て、講義科目については毎回の講義内容を示す等、詳細な記載事項を統一したフォームで作成されており、学生が講義内容を事前に把握でき、かつ科目履修の参考資料となるように工夫されている。なお、授業評価アンケート結果によると、授業科目選択のための判断材料としてシラバスが学生に活用されていることがうかがえる。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、活用されていると判断する。

- 5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

少人数教育の特徴を生かし、1年次においては「新入生ゼミナール」、2年次においては卒業研究（ゼミ）を中心として、日常的に自主学習への配慮が行われている。また、基礎学力不足の学生への配慮についても各学科・専攻単位の相談体制できめ細かく行い、各教員は常時、学生からの相談に応じるよう努めている。さらに、「English Communication IA・IB」等の一部の英会話科目では学生のリスニング能力に応じて、また「ピアノのレッスンI」ではピアノ及び音楽の学習経験に応じてクラス分けを実施し、学習意欲を高める配慮がなされている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

- 5-2-④ 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし。

・ 5－3－① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

平成16年度より、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)及び不可(60点未満)の成績評価基準が明確にされた。評定方法は、個々の教員の裁量に委ねられているが、成績評価についての各教員の方針はシラバスに掲載されている。成績評価基準や卒業認定基準は、『学生便覧』に明記され、学生全員に配布し、また、初回授業時の説明や教務委員によるオリエンテーションを行って周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が策定され、学生に周知されていると判断する。

・ 5－3－② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

具体的な成績評価の方針はシラバスに掲載されており、担当教員は方針に基づいて成績表に成績を記入し、所定の期間内に教務課に提出することとなっている。

単位修得要件は、学則に「授業時間の3分の2以上出席していなければならない」と定め、『学生便覧』に明記し、学生に周知している。

成績評価は、筆記・実技試験、レポート及び授業への出席状況を総合して、「優」「良」「可」及び「不可」の4段階評価で行っている。学生の勉学意欲向上のために、受講者の5%以内で「秀」を与え、また「長野県短期大学学生表彰規程」を定め、優秀な学生を卒業式で表彰している。

全ての成績は、教務課において学籍簿に転記され、単位認定は学籍簿に基づき、教授会の議を経て学長が認定している。

また卒業認定は、学科・専攻会議で審議し、教授会の卒業認定会議の議を経て決定されている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

・ 5－3－③ 成績評価等の正確性を担保するための措置(例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。)

が講じられているか。

成績評価等の正確性を担保するための措置として、学生から成績評価等に関する申立てを受けた場合、教務課又は個々の教科担当者が事実確認を行い、対処している。また、教授会申し合わせ事項において、「不可」の評定を受けた学生は、評定が通知された後2週間以内に願い出ることにより、再審査を受けることができると定められている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<専攻科課程>

該当なし。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 多様な科目の履修を望む学生のニーズに応えるべく、「全学共通科目」に「専門開放科目」という区分を設け、他学科・専攻の「専門教育科目」を履修できるようにし、また、「第二外国語科目」に「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「ハングル」を開設するなど教養教育の充実が図られている。

- 単位の修得計画や履修方法について、1年次の前期に「新入生ゼミナール」を開講して詳細な指導を行い、主体的な学習を促している。
- 学生の勉学意欲向上のために、受講者の5%以内で「秀」を与え、また優秀な学生を卒業式で表彰している。

基準6 教育の成果

- 6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 6-1-① 短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

いずれの学科・専攻においても、教育目標、養成しようとする人材像については、学科改組の過程で整理し、『大学案内』、ウェブサイト等に明記されている。

教育の達成状況の検証・評価については、栄養士・幼稚園教諭・中学校教諭（英語、国語、家庭）といった免許資格の取得状況について行っている。また、英検、TOEIC、TOEFL等の受験結果を調査しているほか、各学科・専攻では研究発表会においても教育の成果を確認している。さらに、進路指導委員会では、月ごとに就職内定状況・進学状況を統計資料としてまとめている。

平成14年度、15年度には外部意見交換会を開催し、学外からの意見聴取も行っている。

これらのことから、教育の達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

- 6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

単位修得、進級、卒業の状況については、休学者や退学者も少なく、特段の問題はみられない。また、各種資格免許の取得状況も安定している。卒業率は平成14年度から平成16年度では98%以上を保っており、良好である。

学科・専攻の特色に応じた卒業研究等には「2003年度ドナルド・キーン日米学生日本文学研究奨励賞」受賞論文、またコンクール応募作には「第19回牛乳・乳製品利用料理コンクール長野県大会」最優秀賞・知事賞受賞作など質の高いものが見受けられる。学会発表や学内紀要への掲載の形で公表されているものもあり、高い水準の卒業研究を目指した努力の成果が表れている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

- 6-1-③ 学生の授業評価結果等から見て、短期大学が編成した教育課程を通じて、短期大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

平成15年度の「満足度調査」、平成16年度前・後期の『授業評価報告書』の結果から、学生の満足度・評価が高いことが確認でき、教育の効果があつたと判断する。

- 6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 12 年度から平成 16 年度の 5 年間で就職希望者中の就職率は平均 96%、4 年制大学への編入率は希望者の 96%、専門学校入学率は希望者の 92% である。また、無業者数も 5% 以下となっている。

幼児教育学科の幼稚園教諭への就職率、生活科学科健康栄養専攻の食品会社への就職率、4 年制大学への編入希望者の編入率はそれぞれ高い水準であり、これらを含めて大半の者が卒業時に進路を確定している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

進路指導委員が年度当初や年度末に、学生が就職した企業等を訪問して、関係者から卒業生の学力や資質・能力に関する意見を聴取しているが、卒業生への評価はおおむね良好である。卒業生からの意見聴取は、進路指導委員会で企画・実施している全 1 年生を対象とした「卒業生の体験発表会」等の折に実施している。卒業生からは、在学中に学習したことが現在の仕事に活きているという評価が多い。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 進路指導委員会で就職・進学状況を毎月統計資料として取りまとめ、外部意見交換会を開催して学外からの意見聴取等も行っており、それらの取組の結果として就職状況等が極めて良好となっている。
- 学生の卒業研究の成果について学会発表や学内紀要への掲載の形で公表されているものもあり、高い水準の卒業研究を目指した努力の成果が表れている。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

全学の1年生及び2年生の新学期開始時に、教務委員長が全体的な教育課程の仕組み・学科目履修方法について、全学共通科目運営委員長が外国語科目履修について、司書科目運営委員長が司書・司書教諭科目について、中等教育教職課程委員長が中等教育教職科目について、それぞれ説明している。さらに学科・専攻ごとにガイダンスも実施されており、一部の専攻では『専攻ハンドブック』を作成し、活用している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

- 7-1-② 進路・学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

各学科・専攻から1人ずつ選出された進路指導委員及び学生部進路指導課員1人が連携し随時進路相談に応じている。加えて、簿記講習会・秘書講習会等を開設し、資格取得を積極的に支援している。また、全学的に全教員による個別のオフィスアワーを実施して学習相談に応じ、助言を与えており、オフィスアワー以外にも基礎クラス単位、ゼミ単位で各教員が隨時きめ細かく対応している。その結果、例年就職率が極めて高く、4年制大学への編入希望者の編入率も高い水準にある。

これらのことから、進路・学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

- 7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学習支援に限らず学生のあらゆるニーズを把握するため、学生指導委員会立ち会いの上、学長と学生会役員などとの懇談会、学生会役員と学生指導委員会との二者協議会を実施している。また随時各教員が学生の相談に応じており、「満足度調査」の結果も良好である。

これらのことから、学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

- 7-1-④ 通信教育を実施している場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし。

- 7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

社会人特別選抜で入学した学生には、各教員が個別に随時相談に応じ、実情に合った指導を行っている。また、学長と社会人特別選抜で入学した学生との懇談会も行われている。

これらのことから、学習支援が行われていると判断する。

- 7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習を支援するための環境は、付属図書館、情報演習室2室、共同研究室4室、厚生会館などが整備されている。

付属図書館については、長期休業中を除き、平日は8時30分～19時、土曜日は8時30分～12時まで利用可能であり、情報演習室や教室については、平常時は7時～20時、土曜日・日曜日・祝日・休業日も7時～17時まで利用可能となっているが、利用時間の延長を希望する学習意欲の高い学生も多い。

情報演習室Ⅰ・Ⅱは授業の空き時間、昼休み、放課後等にレポート作成や情報検索等を行うために有効に利用されている。

共同研究室には学生が自由に使用することができる情報機器や専門図書等が整備されており、発表資料の作成や情報検索等に有効に利用されるとともに、学生と教員との交流の場としても有効に機能している。

食堂と売店を備えた厚生会館は、学生の勉学支援や教員との交流のために有効に活用されている。

これらのことから、自主的学習環境が整備され、効果的に利用されていると判断するが、図書館等の利用時間については学習意欲の高い学生のニーズに応える必要がある。

- 7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の課外活動が円滑に行われるよう、学生会役員と学生指導委員会との二者協議会が「二者協議会規程」に則って行われている。また、全学ゼミ、スポーツ大会、学園祭は学生会が主体となって運営しているが、学生指導委員も分担して適宜助言や指導を行っている。

サークル数は約20あり、スポーツ系・カルチャー系・ボランティア系それぞれに顧問教員により指導・支援がなされ、サークル活動補助金の配分も自主的に行われている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

- 7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生相談室、保健室、進路指導委員会などが学生の各種相談に対応している。学生相談室では、カウンセラーによる相談日（月2回）を設定しており、1年間で20回前後利用されている。保健室でも保健師（1人）が隨時相談に応じているが、利用回数は年間500件を超え、約半数は「精神保健」となっている。

セクシャル・ハラスメントについては、平成14年に「セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、セクハラ対策委員会・セクハラ相談員を設置し、対応している。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

- 7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

社会人特別選抜で入学した学生と学長との懇談会が年に1回持たれ、各学科・専攻でも各教員が隨時相談に応じている。学長懇談会での社会人特別選抜で入学した学生からの要望に応じて学生指導委員会が自動車通学を一部緩和した例もある。

また、障害のある学生の在籍例はないが、現在、施設・設備のバリアフリー化が進行中である。

これらのことから、生活支援等は現在までは必要に応じて行われているものの、施設のバリアフリー化が十分ではないので、早期に対応する必要があると判断する。

7-3-③ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学長懇談会をはじめ、学生会役員との二者協議会、学寮役員との学寮協議会、共同研究室における交流、オフィスアワーの実施など数種の手段により学生のニーズが把握されている。また、生活面・健康面については、学生相談やカウンセリングのための学生相談室や保健室で隨時対応している。

これらのことから、学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

全学生の1割以上が日本学生支援機構の奨学金制度を利用しており、平成15年度から平成17年度の3年間、当該短期大学が推薦した学生全員が奨学生に採択されている。また、平成13年度13人、同14年度9人、同15年度13人、同16年度14人が授業料減免制度を利用している。さらに、学内に女子寮があり、36室で70人前後が入寮している。寮費は、県条例で月3,000円と定められている。

これらのことから、学生の経済面の援助が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 簿記講習会・秘書講習会等を開設し、資格取得を積極的に支援している。
- 学生会役員、社会人特別選抜で入学した学生、学生寮役員等との懇談会を定期的に開催し、学生のニーズを掌握している。
- 共同研究室には、学生が自由に使用することができる情報機器や専門書等が整備されており、発表資料の作成や情報検索等に有効に利用されるとともに、学生と教員との交流の場としても有効に機能している。
- 食堂と売店を備えた厚生会館が、学生の勉学支援や教員との交流のために有効に活用されている。
- オフィスアワー以外に、基礎クラス単位、ゼミ単位で、各教員が学生の学習相談に隨時きめ細かく対応している。

【改善を要する点】

- 図書館等の利用時間については、学習意欲の高い学生のニーズに応える必要がある。
- 施設全体としてバリアフリー化が十分ではないので、早期に対応する必要がある。

基準8 施設・設備

8-1 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。

8-2 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

当該短期大学の施設・設備は、短期大学設置基準に則って整備されている。校地面積は31,776 m²、校舎等面積は14,265 m²である。

教室をはじめ、情報演習室、体育館は授業以外の学習活動にも利用されており、付属図書館も有効に利用されている。

教室等の設備関係は、ビデオ・プロジェクタ・DVD・OHP・スクリーン・LAN・パソコン等が各室の利用目的に従って配備され、有効に活用されている。

付属幼稚園は、幼児教育学科の教育実習及び卒業研究に利用され、健康栄養専攻の研究等にも活用されている。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

情報演習室をはじめ付属図書館、体育館、各研究室、一部の教室、厚生会館、学生寮にLANが配備され、インターネットに接続されており、学生の各種情報収集やレポート作成などに有効に活用されている。

情報演習室には94台のパソコンが設置されており、情報ネットワーク研究室教員と情報環境整備委員会によって管理運営されている。

これらのことから、情報ネットワークが整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

短期大学施設使用規程が整備され、施設・設備の使用目的・方法、使用場所、使用時間等が定められており、学生は「届出」を行うことで使用可能となっている。施設使用規程と付属図書館利用細則は『学生便覧』に掲載され、教職員及び学生に配布されている。また、年度初めに学生指導委員会が全学オリエンテーションで利用方法を説明している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

平成16年度末の付属図書館関係の図書・雑誌・資料については、蔵書冊数80,420冊（和書73,630冊、洋書6,790冊）、受入雑誌190タイトル（和雑誌152、洋雑誌38）、視聴覚資料についてはDVDが104タイトル、ビデオテープが597タイトル、CDが22タイトルを数えている。所蔵図書はデータベース化され、端末から検索できるシステムが整備されている。

平成16年度の利用状況は、入館者数53,719人、貸出冊数5,836冊、視聴覚資料利用件数616件、図書館情報に関する相談件数1,241件であった。

また、付属図書館の各個人用机には、『広辞苑』、『新英和大辞典』、『新和英大辞典』が揃えられている。これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 付属幼稚園を有しており、学生の教育研究活動に有効に活用されている。
- 付属図書館の各個人用机には、辞典類が揃えられている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

9-2 教員及び教育支援者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

当該短期大学の本格的な自己点検・評価活動は、平成3年の短期大学設置基準の改正を契機に開始された。『平成5年度自己点検評価書』、及び平成11年発行の『自己点検評価書』においては、カリキュラムの編成、教育指導の在り方、教授方法の工夫・研究、成績評価・単位認定、施設設備などの項目を設けて、それらに関する資料を収集するとともに、問題点や改善方法についての検討が行われている。

また、社会的教育ニーズの変化を視野に、長野県下26高等学校の2,000人を超える高校生を対象にアンケートを実施し、一般教育並びに各学科・専攻の教育活動の実状と課題について検討している。さらに、短期大学改革について学外者との意見交換会も開催されている。

これらのことから、データや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

各教員が授業において学生からの質問や要望を聴取するほか、全教員がオフィスアワーを実施して授業科目担当を超えた学生とのコミュニケーションの機会を設けている。また、平成15年度（平成16年1月）に、2年生全員を対象とした「卒業生満足度調査」と1年生全員を対象とした「在学生満足度調査」を行い、結果は報告書にまとめられている。

平成16年度には、学生による授業評価アンケート調査を行った。学生による評価結果と教員からの感想や授業改善計画等のコメントが『2004年度前期授業評価報告書』及び『2004年度後期授業評価報告書』として発行されている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

進路指導活動の一環として、毎年、教員による卒業生の就職先訪問及び卒業生による在学生に対する就職体験発表を行っている。これらの活動を通じて卒業生や就職先関係者から寄せられた教育に関する意見・批判・助言等は、進路指導の改善に活用されている。

また、学内に同窓会事務局が置かれ、日常的に当該短期大学との連携を保ちながら活動を展開している。

これらのことから、学外関係者からの意見が自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

- 9-1-④ 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

自己点検・評価活動は平成5年度に開始され、総務委員会が最初の『自己点検評価書』を発行した。

その後、自己点検・評価活動は自己点検・評価委員会に引き継がれ、平成11年『自己点検評価書』、平成12年『長野県短期大学教員プロフィール2000』、平成13年『長野県短期大学の現状と課題—最近5年間の学生の動向を中心にして—』を発行し、平成15年度に「卒業生満足度調査」及び「在学生満足度調査」を行った。平成16年度に大学評価委員会が自己点検・評価活動を引き継ぎ、『2004年度前期授業評価報告書』及び『2004年度後期授業評価報告書』を発行した。

平成17年度にはより発展的かつ専門的な活動を行うためFD委員会を設置した。自己点検・評価の結果は、教務委員会、各学科・専攻等の組織的協力を得て、平成16年度の学科改組をはじめとする教育課程の見直し等の教育改革に反映されている。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能していると判断する。

- 9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

教員は、『授業評価報告書』において結果を自己分析し、今後の改善点等を含めた意見・方法を記している。平成16年度前期授業評価に比べて、平成16年度後期授業評価の学生による総合的評価点が高くなっていること、授業の改善に対する教員の努力の成果が表れている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、改善を行っていると判断する。

- 9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

平成15年度には自己点検・評価委員会による「満足度調査」、平成16年度に『授業評価報告書』の作成等を組織として実施し、学生の要望を反映して授業内容や教育方法を改善する努力がなされている。教員は、ゼミの合同発表会やオリエンテーションにおいて授業改善についての意見交換を行っており、また、教員による相互授業参観やFD講師を招いての研修会も計画されている。

これらのことから、FD活動が適切な方法で実施されていると判断する。

- 9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

平成15年度に自己点検・評価委員会による「満足度調査」、平成16年度に授業評価アンケート調査を組織として実施した。「満足度調査」の英語専攻の学生のフリーアンサーを基に、平成16年度から英語英米文化専攻の専門必修科目「English Communication IA・B」において能力別クラス分けを採用するなど、調査結果を改善に反映している。授業評価アンケート調査結果は、『授業評価報告書』として発行され、授業改善のための基礎データとして活用されている。

これらのことから、FDが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

- ・ 9-2-③ 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

多文化コミュニケーション学科1人、生活科学科7人、幼児教育学科1人の計9人の常勤助手が教育支援業務にあたっている。助手については、最近では大学運営に係わる業務が増大してきたこともあり、入試委員会、FD委員会等の委員会業務も分担し、オフィスアワーの担当、セクシュアル・ハラスメント相談員等も担当している。また、それらの業務を担当するためには、大学運営の全体像を十分に把握する必要があることから、平成17年度から、助手の教授会へのオブザーバー出席を制度化している。

これらのことから、教育支援者の資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 授業評価アンケート調査結果は、授業改善のための基礎データとして活用されており、担当教員が結果を自己分析し、今後の改善点等を含めた意見・方法を記した上で『授業評価報告書』としてまとめられ、公表されている。

基準 10 財務

- 10－1 短期大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10－2 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10－3 短期大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 10－1－① 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

長野県を設置者とする公立短期大学であり、短期大学の目的に沿った教育研究活動を遂行するために必要な校地・校舎・設備等の資産を有している。

- 10－1－② 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。入学料、検定料、授業料などの収入、科学研究費補助金などの外部資金、及び県の一般財源からの繰り入れにより、短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が継続的に確保されている。

- 10－2－① 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

長野県を設置者とする公立短期大学であるため、予算については、予算委員会に提出された要望と、特別な行事や事業等事務局で積算した経費を合わせ、短期大学全体の要望として県に要求し、県議会の審議を経て確定された後、教授会において報告されていることから、収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

- 10－2－② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

長野県を設置者とする公立短期大学であるため、単年度での支出と収入は常に均衡している。

- 10－2－③ 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

県議会で確定した予算額を予算委員会における検討を基に、教授会において教育研究予算配分の基本の方針と配分案が審議されていることから、教育研究活動に対して適切な資源配分がなされていると判断する。

- 10－3－① 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

長野県を設置者とする公立短期大学であるため、予算及び決算については、県議会による承認後に、県の広報誌やウェブサイト等に掲載し公表されている。

・ 10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

地方自治法に基づく県の監査委員による監査と、長野県財務規則に基づく県の会計局による会計検査を定期的に受けており、毎年監査調書及び決算調書が提出されている。また、監査委員による委員監査が2年に1回、事務局による事務監査が毎年度実施され、財務事務の適正執行及び事務事業の効率性と合理性等の監査を受けており、監査結果の報告は、監査意見報告とともに長野県報で公表されている。

会計検査については、会計局による会計実地検査が毎年度実施され、収支に関する書類の審査及び現品の検査等を受けている。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 短期大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 短期大学の目的を達成するために、短期大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

教授会は、重要な事項に関する最高の審議機関であり、構成員は学長、教授、助教授、専任講師及び事務局長の 39 人で、助手は、平成 17 年度からオブザーバーとして出席している。教授会のもとに、20 の委員会が設置され、教授会が付託した事項について調査・審議し、委員会で調査・審議された事項が、教授会に提案され審議される仕組みになっている。

事務局は、事務局長以下 12 人で、総務課に 6 人、教務課に 5 人、付属図書館に学校司書 1 人が配属されている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11-1-② 短期大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

定例の教授会は、平成 16 年度は 17 回開催された。学長は、学生部長と事務局長を補佐に、学内最高審議機関である教授会の議長として、各種委員会や学科・専攻からの調査・審議事項を教授会に報告、あるいは提案させ、審議しており、リーダーシップを発揮できる仕組みになっている。

これらのことから、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

- 11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

平成 16 年 1 月に自己点検・評価委員会が「満足度調査」を実施し、学生のニーズを把握している。また、学長は、教授会や助手会等を通して教員のニーズを把握するとともに、設置者等との意思疎通、連絡・調整のための会合、外部意見交換会、保護者による後援会、卒業生による同窓会（六鈴会）との連携を通して学外関係者のニーズを把握している。

平成 16 年度に学科・専攻を改組し、また専攻科を新設したことは、各分野の要望を反映したものと捉えることができる。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員は、県の行政職員であり、県全体の人事異動の中で配置されているため、研修についても県の研修プログラムに沿って実施されている。短期大学運営の専門研修については、職場研修（OJT）のほか、全国公立短期大学協会主催の「公立短期大学事務職員中央研修会」、「公立短期大学幹部研修会」に毎年、事務職員が参加している。短期大学が抱える課題（法人化等）についての研修も、専門講師を招き、教職員全体を対象に実施している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が、県立短期大学の実態に即して、組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する基本的事項については、「長野県短期大学学則」に、また学則を受け、「長野県短期大学教授会規程」、各種委員会規程等の学内諸規程が整備されている。委員会規程には、委員会の任務、委員の選任方法等が明確に定められている。

学長選考については「学長選考規程」が、任用人事については「任用人事についての申合せ事項」等が定められている。また、学生部、事務局の事務分掌も整備されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、学内の諸規程が整備されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、短期大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

毎年度、短期大学の設置目的、教職員数、施設概要、入学生・卒業生の状況等の基礎データを取りまとめた『長野県短期大学の概況』、『教育概要』等を発行し、設置者、教職員に配布している。また、入学者選抜関係のデータ、進路関係統計資料等は、担当部署（教務課・進路指導課）が電子データとして蓄積しており、必要に応じていでも情報提供できる体制になっている。

これらのことから、データや情報が蓄積されているとともに、構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 各短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

自己点検・評価委員会は平成7年4月に設置され、平成16年4月から同委員会は大学評価委員会に発展的に改組された。大学評価委員会の主な業務として（1）認証評価機関による評価準備（2）『自己点検評価書』の取りまとめと刊行（3）授業評価アンケート調査の実施と結果公表等を行っている。委員会は学長、学生部長、付属図書館長、付属幼稚園長、事務局長、事務局次長、教授会構成員4人で構成さ

れ、全学的な検討、取組ができる体制になっている。授業評価アンケート調査関係の業務は、平成17年4月よりFD委員会に引き継がれている。

これらのことから、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断する。

・ 11-3-② 自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

『自己点検評価書』は、学内外に公開されている。『授業評価報告書』は学内に公開されるとともに県内高等学校・大学、及び県外の関連大学・関係機関に送付されている。

これらのことから、自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

・ 11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

自己点検・評価の結果を踏まえた短期大学改革について意見を聴くため、平成14年度及び15年度に外部意見交換会を開催し、そこで出された意見（保育士養成課程の設置等）を平成16年度の学科の改組、専攻科の新設や平成18年度の入試改革などに反映させている。また、平成17年度には認証評価制度による第三者評価に取り組んでいる。

これらのことから、外部者によって検証する体制が整備され、実施されていると判断する。

・ 11-3-④ 評価結果が、フィードバックされ、短期大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

大学評価委員会から自己点検・評価の結果が教授会に報告され、対応すべき課題は関係する委員会において検討が行われている。その結果、新たな課題に対応するためにFD委員会と情報環境整備委員会等を設置したなどの改善例がある。また、平成16年度の改革・改組や平成18年度の入試改革は、自己点検・評価の結果を踏まえ実施したものである。

これらのことから、評価結果が、フィードバックされ、短期大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 自己点検・評価の結果を踏まえて外部意見交換会を開催し、そこで出された意見を学科の改組、専攻科の設置、入試改革などに反映させている。

選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

短期大学の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

【評価結果】

目的の達成状況が良好である。

(評価結果の根拠・理由)

- 1-① 短期大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。

正規課程の学生以外である県民・市民に対し、当該短期大学の教員が、専門領域に関わる研究・教育活動を背景とした「教育サービス」として、出前講座、市民カレッジ、県民カルチャー自主講座等を実施している。

出前講座は、設置者である長野県の出前講座とも連携して、「県民の生涯学習ニーズに応えるとともに、地域社会と本学との連携を促進する」ことを目的に、平成15年7月に開設され、平成15年度は教員19人35講座、同16年度は教員21人39講座、同17年度は教員22人38講座を開講している。出前講座メニュー（出講する教員とその講演題目）及び申込要領は、県及び当該短期大学のウェブサイトに掲載された。

市民カレッジは、「地域（長野市）の生涯学習事業に位置付けていくこと」を基本とし、「外部の研究者を講師として招聘することも含め、主体的・積極的に企画・立案し、知のネットワークの中心として働くことによって、研究機関としての本学の役割を広めていくこと」を方針として、長野市教育委員会と共に昭和52年度から実施されており、年度ごとに計画され、実施期間、実施日時、テーマ等が定められている。目的、計画、参加方法等の案内は、ウェブサイトに掲載されるほか、『広報ながの』、『信濃毎日新聞』、『朝日新聞』、『週刊長野』、『長野市民新聞』、『松代南長野新聞』などに掲載されている。

県民カルチャー自主講座は、平成2年に企画され、「講座の運営に自ら参画し、自分たちの手作りで行っていくこと」を目指している。同講座は受講者による運営を基本とし、受講者側に役員が置かれており、教員有志との協議に基づき毎回テーマを設定し、6月～10月頃にかけて平日の夜間に開講している。

当該短期大学がその目的を達成するために、自らの人材及び機能を活用し、県や県教育委員会、市町村や地域住民と共同して地域貢献事業に積極的に取り組んでいることは、優れた点である。

これらのことから、教育サービスの目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められ、周知されていると判断する。

- 1-② 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

出前講座は、平成15年7月から開催され、平成17年6月までに累計で31講座を開講し、受講の申込のあった団体は21団体である。また市民カレッジは、昭和52年度の開始以来、平成16年度までに実施回数は234回、テーマ数は28となっている。県民カルチャー自主講座は、平成2年度から平成15年度までに216回実施され、テーマ数は14である。

教員による講演活動等は、平成12年7月から平成17年6月の5年間において講演会回数は276回、講師として参加した教員は26人、参加団体数は178となっている。

これらのことから、計画に基づいた活動が適切に実施されていると判断する。

- ・ 1-③ 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

当該短期大学や主催者側からの働きかけにより、参加者は十分に確保され、また、出前講座については、参加者のアンケート結果では、講義内容について「非常に有意義だった」「有意義だった」が、全体の7割以上を占める講座も見られる。

市民カレッジにおいては、活動の成果として毎年、教務委員会が講演報告集を刊行している。県民カルチャー自主講座では、年度ごとの報告集の作成、実施担当者との意見交換会、10周年のまとめ等が参加者自身の手で自主的に行われている。

これらのことから、活動の成果が上がっていると判断する。

- ・ 1-④ 改善のためのシステムがあり、機能しているか。

出前講座、市民カレッジ、県民カルチャー自主講座ともに参加者にアンケートを実施して、常に受講者のニーズを把握している。例えば、市民カレッジは、市民が参加しやすいように市街地の会場を確保し、また、実施回数を週2回から週1回に変更するなど、アンケート結果を改善に役立てている。こうした改善のための取組により、出前講座は「効果が大きく、継続実施する事業」として、県から高い行政評価を受けている。

これらのことから、改善のためのシステムがあり、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「目的の達成状況が良好である。」と判断する。

【優れた点】

- 地域貢献という短期大学の目的を達成するために、自らの人材及び機能を活用し、県や県教育委員会、市町村や地域住民と共同して、出前講座、市民カレッジ、県民カルチャー自主講座等の「教育サービス」に積極的に取り組んでおり、とりわけ出前講座は高い評価を得ている。

<参考>

i 現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 短期大学名 長野県短期大学

(2) 所在地 長野市三輪8-49-7

(3) 学科等の構成

学科：多文化コミュニケーション学科

国際地域文化専攻・英語英米文化専攻・

日本語日本文化専攻

生活科学科

健康栄養専攻・生活環境専攻

幼児教育学科

専攻科：専攻科幼児教育学専攻

(学生受入れは平成18年4月から)

(4) 学生数及び教員数（平成17年5月1日現在）

学生数：学科540名

教員数：45名（助手8名を含む）

2 特徴

(1) 沿革

長野県短期大学（以下、「本学」という。）の前身は、昭和4年に開学した長野県女子専門学校（国文科本科3年、研究科1年、略称「長野女専」）である。戦時に伴う改変があったが、戦後に「長野女専」の再建を図り、学制改革に伴い、昭和25年に本学（文科（国語専攻・英語専攻）2年、家政科2年）は再出発した。

昭和26年家政科が栄養士養成を認められ、昭和36年には家政科を食物専攻・被服専攻の2専攻とした。翌37年には、幼稚園教諭二級普通免許状が取得できる児童科を新設し、40年には付属幼稚園を設置した。さらに昭和63年には、国際化・情報化の進展に応えて教養学科を新設した。

このような経緯の集大成が、平成2年の文学科（国語専攻・英語専攻）、生活科学科（食物栄養学専攻・生活科学専攻）、幼児教育学科、教養学科の4学科からなる総合短期大学である。

しかし、少子化や女子高校生の四年制大学志向の影響等を受け、本学の在り方について四年制大学化を含めて鋭意検討したが、設置者の意向もあり、短期大学改革に取組むこととした。21世紀を迎えるに当たって、自己点検・評価と県民ニーズを踏まえ、平成13年7月に学内改革プロジェクトを立ち上げ、平成16年4月に改組を実施した。主な改組内容は、①男女共学の実施、②学科構

成を、文学科・教養学科を統合した多文化コミュニケーション学科（3専攻）、生活科学科（2専攻）、幼児教育学科の3学科とし、幼児教育学科に専攻科幼児教育学専攻（1年制）を置き3年間の保育士養成課程とする2点とした。また免許・資格は、従来からの中学校教諭及び幼稚園教諭の二種免許、栄養士資格に加え、図書館司書資格、司書教諭免許の取得を可能にした。

(2) 理念・目的と具体化

本学の前身「長野女専」は、「女子ニ高等ノ学術技艺ヲ授クルト共ニ、其ノ人格ヲ陶冶スル目的」を掲げ、地域で指導的立場の女性養成を目指した。戦後に短期大学として発足した際にも、「実際的に必要な学理技能を教授研究して良識ある社会人を育成することを目的」とし、「公開講座・講習等の実施によって地方文化の進展にも寄与することを使命」に掲げ、一貫して広い意味の地域貢献を目的としてきた。平成16年度から男女共学とし、「指導的立場の女性養成」の部分は変更したが、これは男女共同参画社会づくりに対応したもので、豊かな自然と歴史的伝統を背景にした長野県民のニーズに応えようとする公立高等教育機関の性格と目的は、継続されている。

平成17年度には、我が国で最も伝統のある公立短期大学として、開学以来76年目を迎えた。輩出した約1万2,000人の卒業生は、中学校教諭、管理栄養士、保育者等の専門職、地方自治体の公務員、または一般企業の就業者として活動し、さらには種々のボランティア活動等にも参画する等、広い舞台で着実に活躍してきた。毎年、学生が卒業時に就職希望者の100パーセントないしはそれに近い就職率を維持しているのは、本学が地域において築いてきた高い評価を要因としている。

地域との連携を基本に、アドミッションポリシーを明確にして、入試にも取組み、平成3年4月入学生から長野県内高等学校を対象とした推薦選抜を導入した。平成11年4月から社会人学生を受け入れ、当該学生は少数であるが、本学の教育・研究に良い刺激を与えてきた。平成16年4月から受け入れた男子学生も、学内に新しい活力をもたらしている。学生は、学生寮で自主的に生活能力とコミュニケーション能力を磨いており、一方、学生会、サークル活動、ボランティア活動等で、他大学との交流を深めながら、短期大学固有の短期間の学生生活に、集中力を發揮し、成果をあげている。

ii 目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、次の3点を目的に掲げている。

- ① 國際化し多元化する地域に貢献できる（県民の生活及び文化の向上に寄与する）人材の育成
- ② 個性を重んじる、きめ細やかな少人数教育
- ③ 現代的ニーズに応え得る教養教育とより質の高い専門教育とを提供する、地域に開かれた総合短期大学

（準学士課程・専攻科課程ごとの独自の目的）

1. 多文化コミュニケーション学科は、3専攻からなるが、共通して、次の3点に留意する。

- ① 異文化との接触による多文化状況が進行する現在、多様な文化との共生を可能にする、日本と世界に関する知識と感性を備え、地方分権にふさわしい地域社会の創造に主体的に貢献できる人材を養成する。
- ② 実践的外国語コミュニケーション能力・日本語コミュニケーション能力と情報リテラシーを培うカリキュラムとする。
- ③ 多文化社会に必要な比較文化的視野・異文化理解に充分配慮したカリキュラムとする。

同学科の国際地域文化専攻は、次の3点を重視する。

- ① 英米・ヨーロッパとアジア（主として中国）の文化圏の諸事象を中心に、グローバルな世界の在り方を理解できる国際的視野を養成する。
- ② 信濃・日本の文化・社会・経済等の特色の理解を、国際的視点にも配慮した教育・研究活動で深化させる。
- ③ 市民の一人としては、まちづくりや新たな市民運動、地域文化の創造に参画でき、自治体では地方分権を担うことができ、企業等では地域産業を支えることのできるような人材の養成をめざす。

英語英米文化専攻では、次の4点を重視する。

- ① 現在の多文化社会における比較文化的視野を養う。
- ② 実践的な英語コミュニケーション能力と情報処理能力を養う。
- ③ 英米の言語・文学・文化・社会を深く理解できるカリキュラムとする。
- ④ 編入協定を結んだアメリカの州立大学に編入できる程度の総合的英語力を身に付け、地域社会にあっては国際交流に尽力できる人材を養成する。

また、日本語日本文化専攻は、次の2点を重視する。

- ① 日本語を理解し、自分の考えを論理的に纏め、人に伝える表現力を身に付ける。
- ② 日本の言葉や文学及びそれらと深く関連する中国・日本の歴史について理解を深め、地域文化の向上に寄与できる人材を養成する。

2. 生活科学科は、2専攻からなる。

幅広い生活科学の学問領域のうち、健康栄養専攻では、次の2点を重視する。

- ① 健康を維持・向上させるための食と栄養に関する専門知識を身に付ける。
- ② 栄養士としては勿論、家庭人・社会人としても健康な食生活を企画・実践できる人材を養成する。

生活環境専攻では、次の4点を重視する。

- ① 生活環境を理解できる視点を育成する。
- ② 個人の生活環境を整える知識・技能を育成する。
- ③ 生活の場である社会環境の重要性を理解させ、よりよい地域の社会環境を構築する知識を体得させる。
- ④ 自然と共に生き、循環型社会を形成するための知識・技能を修得させる。

3. 幼児教育学科は、次の3点を重視する。

- ① 少子社会において、子育て・幼児教育・保育に対する深い理解と豊かな人間性を培う高いプログラムを実施する。
- ② 現場に密着した実践的カリキュラム編成により、高度で多角的な実践力を持った人材を育成する。
- ③ 地域社会における子育て支援コーディネーターとしての総合力をもつ人材を養成する。

4. 専攻科幼児教育学専攻の目的

専攻科幼児教育学専攻では、地域における育児支援体制をリードする“保育のスペシャリスト”的の育成をめざしている。入学前に修得した保育・幼児教育の知識や技術を確実なものにするとともに、その分野の専門性を高め、現場に密着した高度な実践力をもつ“質の高い保育者”を保育の現場に送り出すことが、本専攻科の目的である。

選択的評価基準に係る目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、前述した本学の目的を実現するため、県民・市民に開かれた大学として、学内での教授研究とともに地域社会も第二のキャンパスとして、その要望に応えた教育・研究活動をすすめている。本学は、3学科（多文化コミュニケーション学科、生活科学科、幼児教育学科）にわたる総合短期大学であり、各教員は、各種専門分野の立場から総合的な知的貢献を地域で積極的に果たしている。

地域貢献の在り方は、（1）本学の側から発信し、様々な県民・市民向け講座を開催する一方、（2）学外からの要望にコミットして、専門分野を生かした諸活動に積極的に参画している場合がある。

以下に、（1）と関わる「出前講座」「市民カレッジ」「県民カルチャー自主講座」等と、（2）と関わり、長野県、本学が立地する長野市を初め県内市町村、各種団体、文化施設等の審議会・懇談会・運営委員会の委員等を務め、諸事業への研究上のサポートを行い、一部は受託研究へ発展させている地域貢献の目的について述べる。

（1）様々な県民・市民向け講座

① 出前講座の目的

出前講座は、平成15年7月より開始し、「県民の生涯学習ニーズ」に応えるとともに、「地域社会と本学との連携を促進する」ことを目的とし、教員が主催団体の要望に応じて出向き、無料で講演活動等を行う事業である。

② 市民カレッジの目的

市民カレッジは、昭和52年度に始まった地域貢献事業である。県民・市民を対象とした連続講義で、当初、本学単独の「開放講座」として実施されてきた。現在は、長野市教育委員会との共催となり、平成16年度より「市民カレッジ」と改称し、内容の充実に努めている。市民カレッジは、発足以来の取組経過を踏まえ、「地域（長野市）の生涯学習事業に位置づけていくこと」を基本とし、「外部の研究者を講師として招聘する事も含め、主体的・積極的に企画・立案し、知のネットワークの中心として働くことによって、研究機関としての本学の役割を広めていくこと」を目指している。

③ 県民カルチャー自主講座の目的

県民カルチャー自主講座は、平成2年に企画され、「生涯学習を自ら進め、実践すること」を目的として、県教育委員会との共催で「県民カルチャー長野県短期大学開放講座」として実施された。その後、県民による自主講座として、地域の住民なら誰でも参加できる取組となった。「講座の運営（テーマ、回数、開催時期、講座の記録、参加者の募集等）に自ら参画し、自主の言葉どおり、自分たちの手作りで行っていくこと」を目指している。

（2）長野県、長野市を初めとする県内市町村、各種団体等の諸事業における参画要請を踏まえた活動

① 長野県、県内市町村、各種団体等の審議会・懇談会等への参画

② 専門的研究を活かした地域の産業・教育・文化・国際交流等に関わる諸事業へのサポート、受託研究等

（2）の①②に共通する目的は、「本学教員が、地域社会への貢献を目指し、地域と結びつきを強め、専門分野の立場から現代的課題に応えること」である。専門分野を生かした教員個人・本学独自あるいは長野市所在の高等教育機関等の協力による地域活動への参画であり、主催する地方自治体・諸団体の要望で実施される講演会・講習会等の活動、県・市町村・諸団体が取組む諸事業に必要な審査・審議等の委員、地域の諸機関が調査・発行する出版物の監修・編纂・執筆、各種研究集会・研修会での助言等がある。

iii 自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 短期大学の目的

本学では、平成16年度の改組において本学の目的を、①国際化し多元化する地域に貢献できる（県民の生活及び文化の向上に寄与する）人材の育成、②個性を重んじる、きめ細やかな少人数教育、③現代的ニーズに応え得る教養教育とより質の高い専門教育とを提供する、地域に開かれた総合短期大学の3点と定めた。これは、『長野県短期大学 2005 大学案内』、『同前 2006 大学案内』及び本学のホームページに記載することによって、本学の目的として明示している。また、大学の目的を、各学科・専攻の特性に照らし具体化するために、各学科・専攻ごとに教育目的を定め、『大学案内』（各年度）及び本学のホームページに記載することによって明示している。

基準2 教育研究組織（実施体制）

平成16年度から実施している現在の学科構成は、本学の歴史や伝統も踏まえ、現代における地域や社会的ニーズに応えるものとなっている。

教養教育については、平成15年度までは学科・専攻に属さない教養教育科目担当者の組織が独立して存在していたが、平成16年度からはそれぞれの科目担当者と関係が深い学科・専攻に全員が属すことになり、各学科・専攻の専門科目の担当とともに、各学科・専攻に属する全教員と同様に全学の教養教育も担当することになった。

さらに教養教育を全学の教員が支えることを原則に、各学科・専攻の垣根を越えて履修できる全学共通科目としての専門開放科目を設け、また、今年度からスタートした長野市内の他大学等との単位互換制度の活用等により、学生は今までよりかなり幅広い教養に関わる授業科目が履修できるようになった。以上のように、教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能している。

教授会については、隔週で行っていたものを平成14年度から2か月に3回とした。回数は減少したが、必要に応じて臨時教授会を開催しているので、全く支障は起こっていない。新たな委員会がいくつか設置されることにより、委員会の数も増えてきているので、今までの教授会の時間を諸委員会活動に充てることができるようになったため、学内における教育・研究活動は、以前より活発に行われるようになっている。

本学では教育課程や教育方法等の検討は、学生による授業評価、各教員のシラバスや授業評価に対する授業改善法も視野に入れ、教務委員会が主に行っている。定例化している同委員会では毎回活発な議論がなされ、議題によってはさらに各学科・専攻での検討も踏まえた上で、教授会に提案されている。従って、様々な懸案事項がかなり短期間のうちに解決され、学生の教育・研究活動を支える力となっている。

基準3 教員及び教育支援者

本学の教育目的である「きめ細やかな少人数教育」や「現代的ニーズに応え得る教養教育とより質の高い専門教育を提供する教育課程」を実現できるだけの専任教員が質・量ともに確保されている。それを実現している条件は、主に採用人事における公募制と、採用・昇任人事における研究・教育等の厳密な評価基準の適用であり、制度が継続的に有効に機能していることである。

基準4 学生の受入

本学では、本学の教育目的に照らしてアドミッション・ポリシーを定め、『長野県短期大学 2006年度 大学案内』や本学ホームページに明記している。また、本学の『平成18年度学生募集要項』には、アドミッショ

ヨン・ポリシーに沿った具体的な選抜方法が記載されている。本学の『大学案内』や『学生募集要項』は広く学内や社会に公表し、周知を図っている。

平成 17 年度に至るまでの入学者選抜において、本学の学生の受け入れは適正且つ公正に行われており、定員に対し、一定の志願者数倍率及び受験者数倍率を維持してきた。このことにより、本学ではアドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れが可能となっている。また、「社会人特別選抜」等により、様々な年齢層や経験を持つ学生を受け入れており、学内の活性化が図られている。

本学では、入試委員会を中心として、絶えず入学者選抜の方法の見直しを行ってきた。これまで以上に多様な科目の受験を可能にすることを目指した平成 15 年度からの見直しの結果、本学では、平成 18 年度入試よりこれまでの「学力による選抜」に替えて、大学入試センター試験の成績による「一般選抜 A」と本学独自の選抜方法である「一般選抜 B」を新たに採用することにした。平成 16 年 11 月 17 日に文部科学省より、本学を含む大学入試センター試験の利用大学が公表されている。ここに至るまでの入学者選抜方法をめぐる検証と審議は、これまで以上に多様な学生を受け入れるための具体的で顕著な改善方策と評価することができる。以上より、本学ではアドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れが着実に行われてきたといえる。

基準 5 教育内容及び方法

<準学士課程>

本学では、平成 16 年度の改組による新体制発足にあたり、教育の目的に照らして全学的に教育課程を刷新しており、教養教育と専門教育とのバランス、必修科目・選択科目の内容や単位数のバランスを考慮した教育課程を編成しており、その体系性も確保されている。「新入生ゼミナール科目」を新設し、大学教育を受けるための基礎学力の養成と各学科・専攻の専門教育へのオリエンテーションを重視している。一方、「専門教育科目」では、各学科・専攻の教育目的を達成するため、その特色を明示するような学科を含む幅広い科目を開設している。また、専門教育科目・全学共通科目とも、教員の有する専門性と授業内容との相関が強く、各学科・専攻ごとに教員の特色ある研究活動の成果がその授業内容に反映されている。専門開放科目や多文化コミュニケーション学科の共通選択科目等、他学科・専攻授業科目の履修のほか、長野市内の協定大学等との間で単位互換を行っており、学生の多様な科目を受講したいというニーズに応えている。また、平成 16 年度より取得可能な免許・資格を増やし、海外留学の支援も行っている。本学では、少人数教育という特色を活かし、入学時に全学共通のオリエンテーションや学科・専攻ごとのガイダンスを行い、講義・演習・実験・実習科目の単位数とその根拠を説明し、学生に理解させるように努めている。また、「新入生ゼミナール」の時間を用いて、単位の修得計画や履修方法についてきめ細かい指導をしている。

学習指導法の工夫については、少人数授業やフィールド型授業、情報機器を活用した授業や視聴覚教材を活用した授業、プレゼンテーションによる授業を行っている。この工夫は、昨今の学生たちのニーズに対応するものである。また、教育課程の趣旨に沿って、統一されたシラバスが作成されるようになり、多くの学生が科目履修の際に活用している。教員側も、履修学生に対してシラバスを用いたオリエンテーションを行い、学生のシラバス活用を支援している。

成績評価方法や卒業認定方法について、成績評価基準や卒業認定基準は『学生便覧』に明示されており、初回授業時のガイダンスや教務委員によるオリエンテーション等によって、学生に周知されている。さらに、教務委員が単位修得計画表を基に履修指導を行っており、組織的に学生に周知する取組を行っている。

基準 6 教育の成果

学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針は、いずれの学科・専攻に

おいても、平成 16 年度の学科改組の過程において慎重に検討された上で明確にされ、『大学案内』、大学のホームページ等に明記されており、適正な対応がとられている。しかし、その達成状況の検証・評価については、新学科・専攻が発足して 2 年目を迎えた状況下ということもあり、十分になされておらず、今後それを検証するシステムの確立が必要である。

本学では、退学・休学者が 10 名以下と少なく、免許・資格の取得の面から見ても、取得希望者のほとんど全てが免許・資格を得て卒業しているという状況から、教育の成果や効果は上がっているものと判断される。また、学科・専攻によっては、卒業研究の発表会等を開催しており、卒業論文集、卒業研究の記録等の冊子を纏めているところもある。そのほか、学生の卒業研究を紀要に掲載したり、国内学会で発表したという実績もあることから、教育の効果については概ね良好といえよう。

学生自身が教育の効果があったと判断しているかどうかといった観点でみた場合、平成 15 年度「学生満足度調査」、平成 16 年度前期・後期『授業評価報告書』に示された結果から、開講科目の授業評価結果は概ね良好といえる状況である。

また、就職決定率は非常に良好であり、社会が求める人材を育成できていると判断される。免許・資格等専門性を活かした職種・業種への就職率が高く、進学状況についても、本学で修得したものを基礎として、専門性を高めるため、また、さらに学習・研究を深める目的で進学しているものがほとんどであることから、教育目的で意図して養成しようとしている人材養成を達成していると判断できる。

卒業生の就職先等の関係者からの聴取については、一部の企業を対象としたインタビュー形式で実施したものがあるものの、現在、検討を進めているアンケート調査の実施等、今後、体系的な把握方法について検討を進める必要がある。現時点で、進路ガイダンスの一環として実施している「卒業生の体験発表会」、ならびに、就職先訪問時に企業から聴取した意見等を総合すると、本学の教育の効果に関する評価は良好である。

基準 7 学生支援等

本学における科目履修に関する指導等のガイダンスは、教務委員会を中心となって 4 月に行う全学オリエンテーションをはじめ、各学科・専攻で適宜実施し、学生に対して丁寧な指導を行っている。進路指導に関しては、進路指導委員会と進路指導課がきめ細かい指導を行い、その結果、例年、就職決定率、四年制大学編入希望校合格率、海外留学希望先確定率も高い水準にある。

学生の自主的学習の相談・助言に関しては、オフィスアワーをはじめ、全ての教員が隨時対応する等学習支援体制は機能している。学生に対する自主的学習環境の点では、付属図書館をはじめ情報演習室 2 室・共同研究室 4 室等を配置・整備しており、効果的に利用されている。また厚生会館（2 階建て）は、学生も積極的に参画して運営している福祉厚生施設であり、コミュニケーションスペース、リフレッシュスペースとして、休み時間や放課後に有効に利用されている。

本学では、学長懇談会（学生会役員、社会人学生、学生寮役員、サークル長、男子学生との個別の懇談会）、学生指導委員会と学生会役員との二者協議会、同じく学生寮役員との学寮協議会を通じて、また各教員を通じて学生のニーズを掌握する回路が形成されている。また、学生相談室、保健室、学生指導委員会、学生部進路指導課（進路指導委員会）、セクハラ防止対策委員会が学生の健康相談、カウンセリング、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談・助言体制を形成し、機能している。また歴史を持つ人権教育研究委員会も学生・教職員に対する人権問題の啓発を行っている。学生を支援する体制は概ね整備され、学生支援が機能している。経済面の支援では、日本学生支援機構の奨学金制度及び授業料減免・授業料分納の措置、学生寮の設置等をもって学生支援を行っている。

「特別な支援を行うことが必要と考えられる者」のうち、本学では、今まで「留学生、障害を持つ学生」

は在籍していないが、障害を持つ学生に対応するため、施設の一部バリアフリー化を進めている。なお、社会人学生に対しては、その独自なニーズを掌握して学習・生活の支援を行ってきている。

学生会の諸行事・課外活動等に対しては、学生指導委員会の指導を中心に関係教員・事務職員によって支援・助言等が行われている。学生の組織的活動に対する支援体制をもって、学生が自主的に活動できる環境を支えている。

基準8 施設・設備

本学は、短期大学設置基準第8章第27条に規定されている、教育目的にふさわしい校舎と同一敷地内に充分な広さの運動場を構え、校地面積の点でも第27条の設置基準を上回っている。付属幼稚園の存在は、本学の教育・研究上に重要な意義を持っている。

本学の情報ネットワークは、情報演習室Ⅰ・Ⅱをはじめ、付属図書館、体育館、共同研究室、教員の研究室や一部の教室、厚生会館、学生寮等にもIP-LANが配備され、有効に活用されている。たとえば、情報演習室Ⅰ・Ⅱは平常時の授業時間帯以外の時間は、午前7時から午後8時まで、土・日・祭日も午後5時まで使用可能である。本学の情報資産については、様々な外的脅威から護りつつ蓄積し、教育・研究の拡充に活用していく課題がある。

平成16年度末における図書館関係資料のうち蔵書冊数は80,420冊、受け入れ雑誌190タイトル等となっている。平成16年度の利用状況は、入館者数約54,000人、貸出冊数約6,000冊である。従って、本学では図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が、概ね系統的に整備され、有効に活用されている。しかし、より良い教育環境の整備に向けた不断の努力が必要である。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本学ではこれまで、満足度調査や授業評価等により学生の意見を聴取し、その結果を教員にフィードバックする全学的な授業改善の取組をしてきたことから、ほぼ基準を満たしているといえる。しかし、ファカルティ・ディベロップメントへの組織的取組はまだ十分とはいはず、継続的かつ発展的な授業改善のための組織的取組を緊急の課題とし、目下具体化の途次にある。

基準10 財務

大学の施設の管理運営や教育研究活動が遂行できる予算が安定的に確保されている。また予算委員会が中心になり事務局との連携の上で適切な配分と執行がなされている。

基準11 管理運営

本学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務局体制が整備され、機能しており、管理運営の規程等も整備されている。自己点検・評価も実施し、その結果の公表はもとより、評価結果を改革・改組に活かしている。

選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

本学では、長野県民に開かれた大学を実現するため、学内での教授研究とともに地域社会の要望に応えた教育・研究活動を行っている。具体的には、出前講座、市民カレッジ、県民カルチャー自主講座、地域における教員の講演活動等、4つの形態で教育・研究活動をすすめている。以下に4点に分けて概括する。

第一は、上記4形態における活動を土台に、目的がより明確化されてきたことである。一連の活動は、「県民

の生涯学習ニーズ」に応える事業であり、本学が「知のネットワークの中心として働くことによって、研究機関としての本学の役割」を再認識できたといえる。活動の継続を可能にしたのは、「生涯学習を自ら進め、実践すること」であり、「講座の運営に自ら参画し、自分たちの手作りで行っていくこと」という生涯学習の基本的理念であることが明らかになってきた。4形態とも今後の充実・発展が期待でき、「本学と地域社会との連携を促進する」基盤が形成されてきた。

第二は、地域における教育・研究活動と学内における教授研究の有機的関連が明らかになったことである。本学の各教員は、3学科（多文化コミュニケーション学科、生活科学科、幼児教育学科）に所属しており、専門分野の立場から長期間にわたり地域における教育・研究活動をすすめてきた。講座回数、講演活動数、参加者数、参加団体等の把握は、過去5年間に限定されているが、専門性に期待を寄せる県民の高い学習ニーズに応えて、生涯学習の理念を実現してきたことがわかる。

第三は、長期間にわたり継続して実施してきた活動の成果を、その都度まとめてきた点が評価できる。活動の成果である各種出版物や報告書等が作成され、講座参加者が活動への意欲と達成感をもつことができている。これにより、講座参加者以外の県民も、成果を学ぶことができる。生涯学習の主体である参加者自身の主体性・自発性を重んじながら、教員と講座参加者との連携により成果をまとめたことが、結果として講座を継続する力ともなっている。

第四は、改善を目指したシステムの構築についてである。講座担当者と受講者、受講者同士のコミュニケーションを図り、講座内容・運営を改善していく方法として、アンケートや講師を囲む座談会等が実施されている。

今後の課題としては、県民・市民への活動の周知方法の工夫、アンケート回収率の向上、参加者数・修了者数の把握、改善のシステムをさらに充実させること等である。全体としては、本学と地域社会との連携を促進する基盤が形成されてきたことをふまえ、生涯学習の理念実現のために、教員がより積極的参画を目指すことである。

「教育サービス」のもう一方の形態である審議会等への参画、地域への研究的サポートや受託研究等は、それぞれは有効に機能しているが、本学の組織的対応を組み立てる課題を提示している。本学総務委員会は、平成16年度から発足した改組の一環で構想されたエクステンションセンター設置を具体化するために、検討を始めて2年目を迎えており、平成18年度に向けて、それを立ち上げる基盤は形成されていると考えている。

iv 自己評価書等リンク先

長野県短期大学のホームページ及び機構に提出した自己評価書本文については、以下のアドレスからご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

長野県短期大学 ホームページ <http://www.nagano-kentan.ac.jp/>

機構 ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/
hyoukahou200603/tandai/
jiko_naganotandai.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200603/tandai/jiko_naganotandai.pdf)

自己評価書に添付された資料一覧

基 準	資料番号	根拠資料・データ名
基準2	2-1-1-① 2-1-2-① 2-1-2-② 2-1-3-① 2-1-3-② 2-2-1-① 2-2-1-② 2-2-1-③ 2-2-1-④ 2-2-2-① 2-2-2-②	平成17年度入学者選抜状況 長野県短期大学全学共通科目運営委員会規程 第1回全学共通科目運営委員会会議記録 長野県短期大学幼児教育学科・専攻科幼児教育学専攻 保育士養成施設申請書 指定保育士養成施設指定書 2005年(平成17年)度 前期 定例教授会開催予定 長野県短期大学教授会規程 長野県短期大学学則 第6回教授会議事録 長野県短期大学教務委員会規程 第3回教務委員会議事録
基準3	3-1-1-① 3-1-2-① 3-1-4-① 3-2-1-① 3-2-1-② 3-2-1-③ 3-2-1-④ 3-2-1-⑤ 3-2-1-⑥ 3-2-1-⑦ 3-2-1-⑧ 3-2-1-⑨ 3-2-2-① 3-2-2-② 3-2-2-③ 3-2-2-④ 3-2-2-⑤ 3-3-1-① 3-4-1-①	長野県組織規則(抜粋) 平成17年度非常勤講師一覧表(案) 長野県短期大学外国人教員の任期に関する規程 長野県短期大学教員の選考並びに選考基準に関する規程 長野県短期大学人事委員会規程 任用人事に関する申し合わせ事項 任用人事に関する覚え書 採用願と採用計画書 昇任申請書 採用計画書と公募先一覧 英語専攻専任教員の応募状況と審査報告 講師の助教授昇任に関する審査報告 長野県短期大学大学評価委員会規程 「卒業生満足度調査」および「在学生満足度調査」の結果報告 学生による授業評価報告書「はじめに」 長野県短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程 第3回 大学評価委員会(全体) 教育内容と相関性を有すると考えられる研究活動及び主な研究業績等 事務局配置図
基準4	4-1-1-① 4-1-1-② 4-1-1-③ 4-2-1-① 4-2-1-② 4-2-1-③	長野県短期大学の教育目的とアドミッション・ポリシー 長野県短期大学 2006 大学案内 平成18年度学生募集要項 平成17年度学生募集要項(1~5頁) 平成17年度学生募集要項(8~11頁) 平成13年度~17年度入学者選抜状況

	4-2-1-④ 4-2-1-⑤ 4-2-2-① 4-2-2-② 4-2-3-① 4-2-3-② 4-2-3-③ 4-2-3-④ 4-2-3-⑤ 4-2-3-⑥ 4-2-4-① 4-2-4-② 4-2-4-③ 4-2-4-④ 4-2-4-⑤ 4-3-1-①	平成15年～17年度長野県短期大学推薦選抜入学試験問題集 平成14年～16年度長野県短期大学入学試験問題集 平成17年度入学者選抜状況 平成16年度社会人特別選抜小論文課題 長野県短期大学入試委員会規程 平成17年度入学者選抜試験実施要項（教職員用） 平成17年度入学者選抜試験実施要項（学生用） 平成17年度入学試験監督要領 入試事前準備I・II 平成17年4月20日教授会資料 平成17年4月6日教授会資料 平成16年度第14回入試委員会資料 平成16年度第21回入試委員会議事録等 平成15年9月10日教授会資料 平成16年2月25日教授会資料 平成17年度長野県短期大学の概況
基準5	5-1-1-① 5-1-1-② 5-1-1-③ 5-1-1-④ 5-1-1-⑤ 5-1-1-⑥ 5-1-2-① 5-1-2-② 5-1-2-③ 5-1-2-④ 5-1-2-⑤ 5-1-2-⑥ 5-1-3-① 5-1-4-① 5-1-4-② 5-1-5-① 5-2-2-① 5-2-2-② 5-2-2-③ 5-3-1-① 5-3-1-② 5-3-1-③ 5-3-1-④	平成17年度学生便覧55～57頁 平成17年度学生便覧50～52頁 平成17年度学生便覧59頁 平成17年度学生便覧14頁 平成17年度学生便覧13頁 平成16年度前期時間割 平成17年度学生便覧15頁 平成17年度学生便覧1～29頁 平成17年度学生便覧7～12頁 平成17年度学生便覧64頁 第4回教授会資料 第6回教授会資料 代表的な研究活動ならびにその成果の授業内容への反映の例 平成17年度学生便覧27～29頁 平成17年度学生便覧30頁 長野県短期大学国際地域文化専攻ハンドブック2005年1～5頁、7～22頁 平成16年度授業科目概要1頁 2004年度前期 授業評価報告書1頁 2004年度後期 授業評価報告書27頁 第5回教授会資料 第14回教授会資料 平成17年度学生便覧17頁 単位履修要件 平成17年度学生便覧16～17頁 卒業のための履修方法

基準6	6-1-1-①	長野県短期大学国際地域文化専攻ハンドブック
	6-1-1-②	英語英米文化専攻での学生生活
	6-1-2-①	平成17年度教育概要8~9頁
	6-1-2-②	料理コンクール受賞者一覧
	6-1-3-①	2004年度前期 授業評価報告書342頁
	6-1-3-②	2004年度後期 授業評価報告書386頁
	6-1-4-①	平成17年度教育概要7頁
	6-1-4-②	平成12年~16年度 学科・専攻別進路状況
	6-1-4-③	平成17年度教育概要8頁
	6-1-4-④	平成12年~16年度進路関係統計資料
	6-1-5-①	進路指導の実施状況と年間計画
	6-1-5-②	就職開拓報告書
	6-1-5-③	進路指導委員会議事録
基準7	7-1-1-①	各学科・専攻によるガイダンス実施状況
	7-1-2-①	各学科・専攻における進路相談体制
	7-1-2-②	2004年度オフィスアワー利用状況と教員の意見
	7-1-2-③	オフィスアワー掲示物
	7-1-2-④	各学科・専攻における学習相談・助言体制
	7-1-3-①	各学科・専攻における学習支援状況
	7-1-3-②	自己点検・評価委員会「学生の満足度調査」平成16年1月
	7-1-5-①	各学科・専攻における社会人学生に対する学習支援の状況
	7-1-5-②	社会人学生との学長懇談会記録
	7-2-1-①	情報演習室IIの設備・利用状況
	7-2-1-②	共同研究室の利用状況
	7-2-2-①	二者協議会規定と会議録
	7-2-2-②	全学ゼミ・スポーツ大会・六鈴祭関係
	7-2-2-③	サークル活動補助金の配分と学生ホール
	7-2-2-④	長野県短期大学学生指導委員会規程
	7-2-2-⑤	平成12~16年度後援会決算報告書支出の部
	7-3-1-①	学生相談室細則と相談室利用状況
	7-3-1-②	保健室利用状況
	7-3-1-③	進路相談（進路指導委員会）
	7-3-1-④	自己防衛ハンドブック等
	7-3-1-⑤	セクハラ防止規程と学生配布資料
	7-3-1-⑥	人権教育研究委員会活動概史・演題等
	7-3-2-①	社会人学生との学長懇談会と大学の対応
	7-3-3-①	学長懇談会関係
	7-3-4-①	奨学金制度
	7-3-4-②	授業料減免制度

	7-3-4-③	学生寮関係
基準8	8-1-1-①	建物配置図
	8-1-1-②	平成17年度 教育概要
	8-1-1-③	教室設備一覧
	8-1-1-④	平成17年度前期 教室使用表
	8-1-2-①	平成17年度前期時間割表
	8-1-3-①	長野県短期大学施設使用規程
	8-1-3-②	平成17年度オリエンテーション次第
	8-1-3-③	長野県短期大学付属図書館利用細則
	8-1-3-④	長野県短期大学付属図書館 利用案内
	8-2-1-①	図書館関係資料
基準9	9-1-1-①	平成5年度自己点検評価書 (平成6年3月発行)
	9-1-1-②	自己点検・評価書 (平成11年1月発行)
	9-1-1-③	長野県短期大学の現状と課題—最近5年間の学生の動向を中心にして—
	9-1-3-①	長野県の大学教育に関する調査 2002年2月)
	9-1-3-②	長野県短期大学改革に係る学外者との意見交換会
	9-1-3-③	県短期大学外部委員意見交換会次第
	9-1-4-①	FD委員会議事録
基準10	10-1-1-①	長野県短期大学条例
	10-1-1-②	長野県組織規則 (関係部分抜粋)
	10-1-2-①	平成17年度の議案及び予算説明書 (関係部分抜粋)
	10-2-3-①	短期大学費 予算措置状況 (平成13年～平成17年)
	10-2-3-②	平成17年度短期大学費一覧表 (対16年度予算額対比)
基準11	11-1-1-①	管理運営組織と事務組織
	11-1-3-①	第2回長野県短期大学外部意見交換会委員発言要旨
	11-1-5-①	長野県職員研修プログラム
	11-2-1-①	長野県短期大学規程一覧
	11-2-2-①	平成17年度長野県短期大学の概況、平成17年度教育概要
選択的 評価基 準	1-1-①	出前講座メニュー (平成15年度～平成17年度)
	1-1-②	出前講座申込要領
	1-1-③	2004年3月11日教授会資料
	1-1-④	県民カルチャー自主講座10年の歩み 抜粋
	1-1-⑤	「長野県短期大学 出前講座」アンケート
	1-1-⑥	2004年度「市民カレッジ」実施報告 抜粋
	1-2-①	出前講座の実施状況
	1-2-②	市民カレッジの実施状況
	1-2-③	県民カルチャー自主講座の実施状況
	1-2-④	地域における教員の講演活動等 実施一覧及び個人別一覧
	1-3-①	出前講座アンケート例

	1-3-②	2004年11月17日教授会資料・市民カレッジアンケート結果 拠粹
	1-3-③	県民カルチャー自主講座10年の歩み 拠粹
	1-4-①	「長野県短期大学 出前講座」アンケート
	1-4-②	2004年度「市民カレッジ」実施報告
	1-4-③	県民カルチャー自主講座アンケート
	1-4-④	平成15年度県民カルチャー自主講座実施報告書(拠粹)
	1-4-⑤	ゼロ予算事業評価等の視点

用語解説

【アドミッション・ポリシー】

受験生に求める能力、適性等についての考え方や入学者選抜の基本方針をまとめたもの。

【インターンシップ】

学生が在学中に、企業等において、自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

【オープンキャンパス】

受験生が学校を選択する際の参考とするために開催する大学見学会、体験入学等の催し。一般の授業や課外活動等、大学生活の一部を体験することができる。

【オフィスアワー】

授業内容等に関する学生の質問等に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯。

【外部評価／第三者評価】

外部評価とは、学校の教育活動等について、学校側が選定する学外者から評価を受けること。一方、第三者評価とは、第三者的立場にある評価機関等が実施する評価である。

【GPA (Grade Point Average) 制度】

履修した科目の成績評価をA～Fまでの5段階評価とし、それぞれを4～0までの点数(ポイント)に置き換えて単位数を掛け、その合計を履修単位数の合計で割って平均点を算出することにより、学生一人ひとりの入学時から卒業までの成績を客観的にモニターし、的確な助言や指導ができる制度。

【TOEIC】

Test of English for International Communication の略で、アメリカのETSが開発した英語によるコミュニケーション能力を測定するためのテスト。

【TOEFL】

Test of English as a Foreign Language の略で、アメリカのETSが開発した、アメリカやカナダへ留学を希望する外国人のための英語の学力テスト。

【特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）】

大学教育の改善に資する種々の取組のうち、特色ある優れたものを選定し、選定された事例を広く社会に情報提供するとともに、財政支援を行うことにより、国公私立大学を通じ、教育改善の取組について、各大学及び教員のインセンティブになるとともに、他大学の取組の参考になり、高等教育の活性化が促進されることを目的とするもの。

【ファカルティ・ディベロップメント】

教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。FDと略して称されることもある。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。

おわりに

平成 17 年度に機構が実施した短期大学機関別認証評価の評価結果をここに公表しました。

機構は、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とともに、開放的で進化する評価を目指し、評価の経験や評価を行った短期大学・社会からの意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図っていくことを評価の基本方針のひとつとしており、今後とも評価に関する情報を積極的に社会に提供していきます。

また、機構は、短期大学関係者及び社会、経済、文化等の各方面の有識者の参画を得て、より効果的な評価方法を開発し、適切な評価を重ねていくことにより、わが国の大学等に対する第三者評価の発展に先導的な役割を果たしていく所存です。

このたびの公表に際して、これまでの機構の評価に関し、種々ご協力いただいた方々に感謝申し上げますとともに、今後とも、機構の評価システムの改善等にご理解とご支援いただきますようよろしくお願ひいたします。